

生命保険契約から生ずる個人所得の
課税の在り方

寺 内 将 浩

〔 研 究 科 第 44 期 〕
〔 研 究 員 〕

要 約

1 研究の目的

生命保険は、公的な救済制度と並び「万一の保障」（リスクの移転）として文化的生活を保障する機能を果たしていると言われている。しかしながら、現在販売されている生命保険商品を概観すると、これらは決して「万一の保障」という領域には留まらず、多分に貯蓄（投資）性を有している。

ところで、生命保険商品から生ずる満期保険金、死亡保険金及び解約返戻金（相続や贈与に該当するものを除き、以下「一時金等」という。）は、現在、一時所得に分類され、所得金額の計算上、収入金額から保険料の総額が控除されている。この取扱いは、生命保険の本質的機能が伝統的に保障的機能にあると説明されてきたことに由来するものと考えられるが、例えば、養老保険は預貯金に近似した商品として説明されて販売されているところであり、変額保険など更に貯蓄（投資）性を高めた商品も多数見られる現状を考えれば、すべての一時金等を一律に取り扱うことに疑問なしとはしない。

そこで、本研究においては、生命保険契約から生ずる一時金等の個人所得課税に焦点を当て、保険数理や保険会計などの観点から一時金等の性質について分析を行い、現行所得税法上の問題点及び課税のあるべき姿について考察することを目的とする。

2 研究の概要

(1) 生命保険の構造

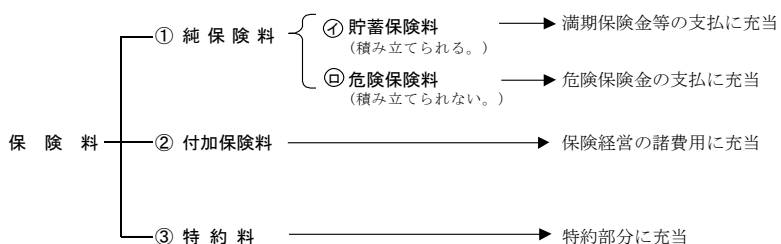
保険契約者が支払う保険料及び保険金受取人が受け取る一時金等は、保険数理・保険会計の観点から、次のとおり整理することができる。

イ 保険料の構成要素

保険契約者が支払う保険料は、①一時金等の支払に充てるための純保険料、②保険経営の諸費用に充てるための付加保険料、③入院給付特約などの特約に係る給付に充てるための特約料で構成されており、予定死

亡率、予定利率及び予定事業費率を基に算出される。このうち、①の純保険料は、将来における一時金等の支払のためにその一部を積み立てておく必要があることから、更に④保険会社において積み立てられる貯蓄保険料と、⑤積み立てられずに、各保険期間に他の保険契約者へ移転されていく危険保険料とに分類される。

【保険料の構成】

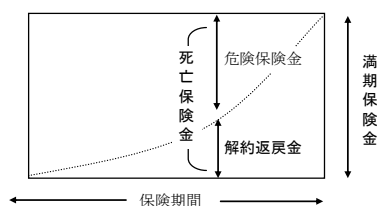


ロ 一時金等の構成要素

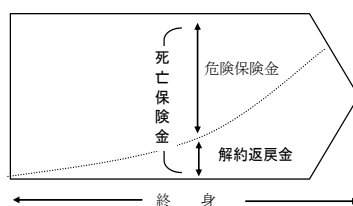
保険金受取人が受け取る一時金等は、①貯蓄保険料の累積額、②それに付された利子相当額、③他の保険契約者から移転される危険保険料部分（危険保険金）の三つの要素に分解することができる。

具体的には、満期保険金及び解約返戻金（以下「満期保険金等」という。）は、①と②の要素により、死亡保険金は、①、②及び③の要素により構成されている。

【養老保険の場合】



【終身保険の場合】



(2) 所得区分の問題

現在、一時金等は一時所得として取り扱われているが、裁判例等を検討すると、一時所得の該当性は、具体的には①所得の基礎に源泉性を認めるに足る継続性・恒常性がないこと（以下「所得の非源泉性要件」という。）、②一時金として支払われたものであること（以下「一時性要件」という。）、③給付が抽象的・一般的な労務・役務行為に密接・関連しないものであること（以下「役務の非対価性要件」という。）という点にあると考えられる。

これを上記（1）のロで整理した一時金等の構成要素に着目して検討すると、次のとおりである。

イ 満期保険金等の所得区分

満期保険金等を構成する貯蓄保険料の累積額は、同じく満期保険金等の構成要素である利子相当額を得るための元本となり、保険期間中に継続的に利子相当部分を生み続ける。そして、この元本と利子相当部分は、解約権の行使により、保険期間中いつでも現金化することができることから、満期保険金等の所得者は、常に引き出し可能な預貯金を保有していたのと同じ状態にあったものと言える。よって、満期あるいは解約によって得られる満期保険金等は、その所得の基礎に源泉性を認めるに足る継続性・恒常性を有していると言え、所得の非源泉性要件を満たしていないものと考えられる。

また、所得者が行う貯蓄保険料の支払行為は、保険会社による貯蓄保険料の利用（投資・運用）を前提とした積立行為であり、満期保険金等の純所得部分たる利子相当額はその利用の結果として得られたものであるから、ここに役務の対価性を見出すことも十分に可能である。そうすると、満期保険金等は役務の非対価性要件も満たしているとは言えない。

したがって、満期保険金等を一時所得として整理するのは適当ではなく、また、利子所得ないし譲渡所得のいずれにも該当しないことから、雑所得として整理するのが適当と考えられる。

ロ 死亡保険金の所得区分

満期保険金等の場合と同じく、死亡保険金も貯蓄（投資）的要素、すなわち、貯蓄保険料の累積額とそれに付された利子相当額をその構成要素として有している。この貯蓄部分は、具体的には死亡時における解約返戻金相当額をもって計ることができ、上記イで述べたとおり、当該部分は所得の非源泉性要件及び役務の非対価性要件をいずれも満たしていないと考えられることから、一時所得ではなく、雑所得として整理するのが適当と考えられる。

一方、死亡保険金の残りの構成要素である危険保険金部分は、死亡事故という偶発的な要因によって突如として発生したもので、しかもこれは他の保険契約者が支払った危険保険料が死亡事故の発生を期に移転したものである。よって、その基礎には所得源泉性を認めるに足る継続性・恒常性があるとは認められない。また、この部分は、生命保険の相互扶助関係、いわゆる「持ちつ持たれつ」といった関係が如実に現れた部分であって、これを労務・役務の対価と観念することも困難である。さらにこの部分は一時金として支払われたものであることから、一時所得の要件のすべてを満たしており、一時所得として整理するのが適当と考えられる。

なお、死亡保険金は、上記のとおり死亡事故発生時まで増加（発生）を続けた雑所得部分と、死亡事故発生時に発生した一時所得部分に二分されることになるが、このような所得の二分化は、例えば長期間保有していた土地に区画形質の変更を加えて譲渡したケースにおいても見ることができ、学説・判例においても是認されていることから、死亡保険金の課税においても採り得べきものと考えられる。

(3) 控除すべき金額の問題

所得税法施行令第183条第2項は、危険保険料、貯蓄保険料、付加保険料及び特約料を「保険料の総額」として、一律に一時金等から控除する旨規定しているが、これについては、収入した一時金等と対応しない支出が

過剰に控除される点が指摘されている。入院給付金など特約に係る給付の多くが非課税であることにかんがみれば、これは見過ごすことのできない問題と言える。

上記（２）のとおり一時金等の所得区分を整理することができたが、そこから控除する保険料についても、その一時金等と対応するもののみを控除すべきと考えられ、具体的には次のとおりである。

イ 満期保険金等から控除すべき金額

貯蓄保険料は、それ自体が満期保険金等の構成要素であるとともに、利子相当部分を生む元本となる。したがって、貯蓄保険料は、満期保険金等の稼得に必要な支出と観念でき、満期保険金等の必要経費に該当するものと考えられる。

一方、危険保険料は保障的機能に、特約料は特約に係る支出であって、貯蓄（投資）的機能に対応するものではない。したがって、これらはいずれも貯蓄（投資）的機能が発現して得られた満期保険金等の稼得に必要な支出とは言えず、その所得金額の計算の際に控除する必要はないものと考えられる。

また、付加保険料は、生命保険が持つ貯蓄（投資）的機能と保障的機能の両機能に対応する支出と言えるが、そこから各機能に対応する部分を合理的に算出することは困難である。所得税法上、所得の稼得に必要な部分を明確に区分することのできない家事関連費は必要経費に算入できないこととされており、よって、保険会社の協力等により合理的区分が可能とならない限り、付加保険料は満期保険金等の必要経費に算入できないものと考えられる。

ロ 死亡保険金から控除すべき金額

上記イのとおり、貯蓄保険料は貯蓄（投資）的機能に、危険保険料は保障的機能に対応する支出である。よって、貯蓄保険料は貯蓄（投資）的機能が発現して得られた雑所得部分から、危険保険料は保障的機能が発現して得られた一時所得部分から控除すべきと考えられる。

また、死亡保険金は貯蓄（投資）的機能と保障的機能の両機能が発現して得られた所得であるから、その両機能に対応する付加保険料は、死亡保険金に占める雑所得部分の額と一時所得部分の額の割合をもって合理的にあん分し、各部分からこれを控除する方法が考えられるが、満期保険金等の所得金額の計算の際には付加保険料を控除しないこととすることから、これとのバランスを図り、雑所得部分からは控除せず、一時所得部分からその全額を控除する方法も考えられるところである。

なお、特約料は特約に係る保障を得るための支出であり、死亡保険金の雑所得部分及び一時所得部分のいずれにも対応しないものであることから、死亡保険金からは控除すべきでないと考えられる。

(4) 課税方式

これまでの整理を基に生命保険商品に対する課税方式を検討するに、他の金融商品との課税の中立性の確保の観点から、預貯金等と競合すると考えられる雑所得部分に源泉分離課税制度を導入し、一時所得部分は現行どおり総合課税に留め置くのが適当と考えられる。

これは、生命保険契約の長期性から生ずる束ね効果問題の解決策、更には満期保険金等に係る申告が不要となることから、申告手続の簡素化にもつながるものと考えられる。

3 結論

本研究では、生命保険商品の貯蓄（投資）的機能の高まりを背景に、保険数理・保険会計の観点から一時金等の性質・構造を分析し、その課税の在り方を考察した。その結果、①満期保険金等は、雑所得に分類して貯蓄保険料を控除する、②死亡保険金は、貯蓄相当部分（死亡時における解約返戻金相当額）を雑所得に、危険保険金部分を一時所得に分類し、雑所得部分からは貯蓄保険料とこれに対応する付加保険料を、一時所得部分からは危険保険料とこれに対応する付加保険料を控除する（付加保険料については、その総額を一時所得部分から控除する方法も考えられる。）、③課税の中立性などの観

点から、雑所得部分に源泉分離課税制度を導入し、一時所得部分は総合課税に留め置くのが適当であると結論付けた。

生命保険商品の多様化や貯蓄（投資）的機能の高まりを考えると、一時金等をすべて一律に取り扱う現行の制度は、もはや妥当とは言えない。他の金融商品との課税の中立性の確保の観点からも見直しが必要と考えられるのであり、上記のように、所得の本質に着目した課税をすべきと考える。

	一時金等の構成要素	所得区分	控除金額	課税方法
満期保険金	① 貯蓄保険料の累積額	雑所得	支払った貯蓄保険料	源泉分離
	② 利子相当額			
解約返戻金	① 貯蓄保険料の累積額	雑所得	支払った貯蓄保険料	源泉分離
	② 利子相当額			
死亡保険金	① 貯蓄保険料の累積額	雑所得 〔死亡事故発生時における解約返戻金相当額〕	支払った貯蓄保険料 ＋ あん分計算により求めた付加保険料(※)	源泉分離
	② 利子相当額			
	③ 危険保険料により保障される危険保険金	一時所得	支払った危険保険料 ＋ あん分計算により求めた付加保険料(※)	総合課税

※ 付加保険料については、その全額を一時所得部分(死亡保険金の③部分)から控除する方法も考えられる。

目 次

はじめに.....	488
第1章 生命保険制度の概観.....	490
第1節 生命保険の概要.....	490
1 生命保険の意義.....	490
2 生命保険の基本的形態.....	491
3 生命保険の機能.....	492
(1) 保障的機能.....	493
(2) 貯蓄（投資）的機能.....	494
4 生命保険の法的側面.....	496
第2節 保険数理及び保険会計の観点からの整理.....	498
1 保険料の仕組み.....	498
2 積立ての仕組み.....	500
(1) 積立ての必要性.....	500
(2) 保険業法に基づく責任準備金.....	501
3 保険契約者価額としての解約返戻金.....	503
4 具体的な保険商品の内容.....	504
(1) 定期保険.....	504
(2) 終身保険.....	505
(3) 養老保険.....	506
(4) 変額保険.....	508
第2章 保険金課税の概観.....	510
第1節 沿革.....	510
1 昭和22年第二次所得税法改正.....	510
2 昭和25年所得税法改正.....	511
3 昭和27年所得税法改正.....	512
4 昭和28年所得税法改正.....	513

5	昭和 37 年所得税法改正	513
6	昭和 39 年所得税法改正	514
7	昭和 40 年所得税法全文改正	514
8	昭和 62 年所得税法等改正	515
第 2 節	現行生命保険税制	515
1	非課税とされる生命保険契約に基づく給付金	516
	(1) 相続税及び贈与税の対象となる給付金	516
	(2) 身体の傷害に基因して支払を受ける給付金	517
2	課税される生命保険契約に基づく給付金	518
	(1) 所得区分	518
	(2) 所得計算	519
	(3) 課税方法	520
第 3 章	現行の取扱いの問題点とあるべき課税の検討	522
第 1 節	所得区分	522
1	一時所得の概念の整理	523
	(1) 一時所得の概要	523
	(2) 一時的・偶発的要素の位置付け	523
	(3) 一時所得該当性の判断要素	525
2	一時金等の一時所得該当性の検討	531
	(1) 満期保険金の一時所得該当性について	532
	(2) 死亡保険金の一時所得該当性について	535
	(3) 解約返戻金の一時所得該当性について	538
3	小 括	538
第 2 節	所得計算（控除すべき金額の検討）	539
1	収入から控除すべき金額の意義	540
	(1) 必要経費の意義	540
	(2) 一時所得の計算における「収入を得るために支出した金額」の意義	541

2	一時金等についての検討.....	542
	(1) 満期保険金の場合.....	543
	(2) 死亡保険金の場合.....	544
	(3) 解約返戻金の場合.....	546
3	小 括.....	546
第3節	課税方式.....	547
1	中立性の問題.....	547
2	一時金等に対する課税方式の検討.....	548
3	小 括.....	551
おわりに	553

はじめに

生命保険は、公的な救済制度と並び「万一の保障」として文化的生活を保障する機能を果たしていると言われている⁽¹⁾。しかしながら、生命保険はそれに留まらず、貯蓄（投資）的機能という重要な機能を有しており、金融商品としての顔を併せ持っている⁽²⁾。そして、この生命保険の貯蓄（投資）的機能は、1975年6月27日の保険審議会答申いわく、「利回りの点では他の貯蓄手段に十分比肩しうる地位を占めるに至って」いるのであり、更に昨今においては、変額保険など運用実績に応じて保険金等の額が変動する商品が多数販売されていることから、投資商品の領域にも足を踏み入れたものと評されているところである⁽³⁾。

ところで、生命保険商品から生ずる満期保険金、死亡保険金及び解約返戻金（相続や贈与に該当するものを除き、以下「一時金等」という。）は、現在、一時所得に分類され⁽⁴⁾、所得金額の計算上、収入金額から保険料の総額が控除されている。これは生命保険の本質的機能が伝統的に保障的機能（リスク移転機能）にあると説明されてきたことに由来するものと考えられるが、上記のとおり、生命保険商品における貯蓄（投資）的機能の高まりを考えると、すべての一時金等を一律に取り扱うことに疑問なしとはしない。

生命保険商品は個人保有の金融資産の中でも重要な位置を占めるに至っており⁽⁵⁾、また、貯蓄性・投資性の強いものが多数販売されている現状にかんがみ

-
- (1) 水野忠恒「生命保険税制の理論的問題（上）」ジュリスト753号110頁（1981年）。
 - (2) 山下友信教授は、「生命保険にはリスク移転取引としての性格とともに保険特有の貯蓄要素が包含された取引としての性格がある。」と説明している（山下友信『保険法』28頁～35頁（有斐閣・2005年））。
 - (3) 岩崎稜教授は、「満期保障のない変額保険を販売した日本の生命保険業界は、投資商品としての途を選択した」と指摘している（岩崎稜「金融自由化と保険商品」保険学雑誌第520号12頁（1988年））。
 - (4) ただし、業務に関して受けるものは一時所得から除かれ、事業所得若しくは雑所得に分類されている（所得税基本通達34-1(4)）。
 - (5) 現在、生命保険の世帯加入率は87.5パーセント、世帯加入件数も4.2件にも上る（生命保険文化センターホームページ「18年度生命保険に関する全国実態調査」）

れば、生命保険の貯蓄（投資）的機能は、もはや無視できるものではない。貯蓄（投資）的機能を適正に評価し、これを直視した課税がなされなければ、その規模から見ても国庫に与える影響は大きく、個人による金融資産の選択にも大きな影響を与えることになろう⁽⁶⁾。そこで、政府税制調査会等において金融所得課税の在り方の見直しが検討されている今、金融商品としての視点から、一時金等に対する課税上の問題を抽出し、その課税の在り方を再考しておくことは意義のあることと考える⁽⁷⁾。

このような問題意識の下、本研究論文においては、現在一律の取扱いがなされている一時金等に係る個人所得課税に焦点を当て、保険数理や保険会計などの観点から一時金等の性質について分析を行い、現行所得税法上の問題点及び課税のあるべき姿について考察することを目的とする。

<http://www.jili.or.jp/press/2006/pdf/06-5.pdf> 参照)。

- (6) 渋谷雅弘「生命保険に関する税制」日税研論集 41 巻『金融資産収益の課税』101 頁～102 頁（税務研究センター・1999 年）。
- (7) 政府税制調査会（金融小委員会）が平成 16 年 6 月 15 日に取りまとめた「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」において、金融所得間の課税方式の均衡化や損益通算の拡大の必要性などが報告されており、生命保険の一時金等についても、配当所得、公社債譲渡益等、外貨建て金融商品と並んで課税方式の均衡化が必要な金融所得の一つとして採り上げられている。

第1章 生命保険制度の概観

一時金等に対する課税の在り方を検討するには、生命保険に関する知識の整理が不可欠となる。よって、本章においては、一時金等に対する課税を考察するに当たり必要な範囲において、保険契約法、保険数理及び保険会計の観点から生命保険制度を概観することとする。

第1節 生命保険の概要

1 生命保険の意義

生命保険の根幹である保険概念については、一般的には一定のイメージが共有されてはいるものの、その厳密な定義となると百家争鳴の論争の歴史があり、今日においても普遍的に承認されているものはないと言われている⁽⁸⁾。しかしながら、保険学説における一応の理解としては、保険は「同種の危険（財産上の需要（入用）が発生する可能性）に曝された多数の経済主体（企業・家計）を一つの団体と見ると、そこには大数の法則が成り立つことを応用して、それに属する各経済主体がそれぞれの危険率に相応した出捐をなすことにより共同的備蓄を形成し、現実に需要が発生した経済主体がそこから支払を受ける方法で需要を充足する制度」⁽⁹⁾と説明されている⁽¹⁰⁾。そして、その目的ないし理念は、「個々の経済主体が偶然な出来事に遭遇することによって生じる経済的必要一偶然な経済的必要を充足するための手段を、できるかぎり少ない費用で提供するという社会生活上の目的を達成する」⁽¹¹⁾とところにあると理解することができる。

(8) 山下友信・前掲注(3)3頁。

(9) 江頭憲治郎『商取引法〔第3版〕』367頁（弘文堂・2002年）。

(10) なお、引用文中にある「大数の法則」とは、個々に見ると偶発的なものであっても、多数になることにより一定の結果に近づくという現象をいう（社団法人生命保険協会『平成20年度生命保険計理』4頁（2008年））。

(11) 広海孝一「社会と保険」一橋論叢第67巻4号95頁（1972年）。

このような理解に立てば、生命保険制度は、同じ目的を持った多数人によって、生死から生じる経済的必要に備えるための制度と観念することができよう。そして、経済的必要に備える制度であるがゆえに、そこには危険分散を行うための資金を積み立てるシステム、すなわち団体的共同備蓄制度が構築され⁽¹²⁾、保険契約者はこれを利用することによって、比較的少額の負担によりその経済生活上の不安定を除去・軽減することができるのである。

2 生命保険の基本的形態

このような意義を持つ生命保険は、様々な観点から分類することができるのであるが、保険事故に着目した分類が、最も基本的で一般的である⁽¹³⁾。生命保険契約は人の生死に関する契約であるから、この分類によれば、生命保険は、①被保険者の死亡を条件として保険金を支払う死亡保険、②人の生存を条件として保険金を支払う生存保険及び③その両方を組み合わせた生死混合保険の三つに大別される⁽¹⁴⁾。

この分類に基づき生命保険の基本的形態を整理すると、次のとおりである。

① 死亡保険

死亡保険とは、生命保険契約における被保険者が保険期間中に死亡した場合に保険金が支払われる生命保険であり、被保険者が死亡した場合に生ずる経済的必要を保障しようとするものである。これは、保険期間に定めのある定期保険と被保険者の死亡時を保険期間の終了とする終身保険とに分けることができる。

② 生存保険

生存保険とは、生命保険契約における被保険者が保険期間満了まで生存していた場合に保険金が支払われる生命保険であり、被保険者が死亡した場合には保険金は支払われることはなく、その保険料は掛け捨てとなる。

(12) 大森忠雄『保険法〔補訂版〕』3頁（有斐閣・1985年）。

(13) 保険事故による分類以外に、例えば保険金の支払方法による分類、利益配当の有無による分類、診査の有無による分類などが考えられる。

(14) 國崎裕『生命保険〔第5版〕』91頁（東京大学出版会・1977年）。

しかしながら、純粋な生存保険は、保険期間中に死亡した被保険者の保険料の掛け捨てという犠牲において満期生存者に保険金が支払われることになるので、被保険者が一定期間生き残るかどうかという偶発的な事件を目当てとして投機的観念で利用される恐れがあることから⁽¹⁵⁾、実際には販売されていない⁽¹⁶⁾。生存保険は、現在、次の生死混合保険という形で販売されているところである。

③ 生死混合保険

生死混合保険とは、死亡保険と生存保険を組み合わせた生命保険であり、生命保険契約における被保険者が保険期間中に死亡した場合には死亡保険金が支払われ、保険期間満了時まで生存していた場合には生存保険金（満期保険金）が支払われることになる。

現在販売されている保険商品は、これらの基本的形態をベース（主契約）として、これに各種特約を付加して構成されることが多い。特約とは、主契約による保障を補完・充実させるためのものであり、現在、契約者のニーズに応えるべく新たな種類の特約が次々と開発されている。この特約は、大きく①事故・災害に対する特約、②病気の治療に対する特約及び③主契約の内容を選択・変更するための特約に分類することができ、①には災害割増特約、傷害特約などが、②には疾病入院特約、成人病入院特約、看護特約、手術特約、通院特約などが、③には定期保険特約、リビングニーズ特約、年金払移行特約などが該当することになる。

3 生命保険の機能

1で確認したとおり、生命保険制度は生死から生じる経済的必要性に備えるための制度と考えられるが、課税に影響し得る重要な機能として、保障的機能と貯蓄（投資）的機能を有している。

(15) 國崎裕・前掲注(14)93頁。

(16) 山下友信・前掲注(3)56頁。

(1) 保障的機能

保険期間が短期の一般的な損害保険は、その保険期間中に保険事故が発生すれば保険金は給付されるが、保険事故が発生しなければ保険金は給付されず、そのまま保険契約は終了することになる。このような損害保険は、リスクの現実化による損失（経済的必要）に備えるという機能、すなわちリスクの移転に特化したものということができ、用語としては必ずしも確立したものではないが、「保障的保険」と呼ばれている⁽¹⁷⁾。本研究論文においては、このような保障的保険に見られる「リスクの移転機能」を「保障的機能」と呼ぶこととするが、この機能は保険の本質的な機能と説明されており、損害保険に限らず生命保険においても見ることができる。

例えば保険期間が1年の定期保険の場合、死亡事故が発生すれば死亡保険金が支払われるが、死亡事故が発生しなかった場合は保険契約者は死亡保険金を受け取ることはできず、保険料は完全に掛け捨てとなる。よって、このような定期保険は保障的機能に特化したものと言えよう。生命保険に関する学説も、いずれの生命保険商品にも多かれ少なかれこの保障的機能があると説明しているところであり、これは生命保険にとっても本質的な機能と言えるのである⁽¹⁸⁾。

ところで、このような保障的機能をキャッシュ・フローの側面から見れば、そこからは、保険事故が発生しなかった保険契約者から保険事故の発生した保険契約者への保険会社を通じた保険料の移転を見てとることができよう。それゆえに、生命保険は相互扶助の組織と観念されているのであり⁽¹⁹⁾、先に述べたとおり、公的な救済制度や各種の社会保険と並んで文化的生活を保障する機能を果たしていると評価されているのである⁽²⁰⁾。

なお、保険料の性格等については後述することとするが、この保障的機

(17) 山下友信・前掲注(3) 45頁。

(18) 國崎裕氏は、保障的機能について、これなくして生命保険は成り立たない旨説明しているところである(國崎裕・前掲注(14) 33頁)。

(19) 國崎裕・前掲注(14) 28頁。

(20) 水野忠恒・前掲注(1) 110頁。

能は、保険契約者が支払う保険料に内包されている危険保険料によって成り立つものと説明されている⁽²¹⁾。

(2) 貯蓄（投資）的機能

もう一つの重要な機能である貯蓄（投資）的機能は、生存保険に特徴的に見ることができる。生存保険は、保険期間中に死亡した場合には保険金が支払われず、保険料は掛け捨てとなるのであるが、確率論的に見れば死亡の確率は低く⁽²²⁾、よって保険契約者が生存保険金（満期保険金）を得る可能性は高い。そのため、保険者たる保険会社は、将来における生存保険金の支払のために保険料を積み立てておく必要がある。そして、その積み立てられた保険料は、更に投資・運用され、保険料の算定時に設定される予定利率相当額の運用益を生むのである。

後述するが、保険契約者は解約権を行使することによって、いつでもこの積み立てられた保険料相当額とその運用益部分を解約返戻金として受け取ることができる。これは、保険契約者がいつでも現金化できる預貯金を持っているのに近似の状態にあるものと言え⁽²³⁾、実質的に貯蓄（積立て）としての機能を果たしているものと言えるのである⁽²⁴⁾。

ところで、先に述べたとおり、現在、純粋な生存保険は販売されておらず、実際には死亡保険と組み合わせた生死混合保険として販売されているのであるが、その結果、その生存保険部分は、更に貯蓄（投資）要素を強めることになる。すなわち、純粋な生存保険の場合、保険期間中に死亡事故が発生すれば保険料は掛け捨てとなり、そこには生存保障的な要素が認められるのであるが、養老保険のように死亡保険（定期保険）と組み合わせて販売されることによって、その積み立てられた保険料部分は、被保険

(21) 國崎裕・前掲注（14）33頁。

(22) 平成11年から平成13年における死亡率実績に基づき作成された「生保標準生命表2007年」によれば、死亡率は63歳ではじめて1%を超え、5%を超えるのも79歳である。

(23) 山下友信・前掲注（3）28頁。

(24) 國崎裕・前掲注（14）170頁。

者の生死に関わらず必ず払い戻されることになるのである⁽²⁵⁾。したがって、生死混合保険における生存保険部分は、その組み合わせによって限りなく貯蓄に等しい状態になるであって、國崎裕氏はこれを「生存保険と死亡保険の結合による生存保障機能の喪失」と説明しているところである⁽²⁶⁾。このように、生死混合保険における生存保険部分、すなわち、現在販売されている生命保険商品の満期保険金の経済的実質は、その引き出しが単に保険事故に連動しているだけの貯蓄（投資）と観念し得るのである。

他方、死亡保険においても、この貯蓄（投資）的機能を見出すことができる。それは、以下のようなメカニズムによる。通常、年齢とともに死亡率は上昇することから、死亡保険の場合、基本的に保険料も年齢とともに高くなるはずである。しかしながら、実際の保険料の額は、保険期間を通して平準化して設定されている⁽²⁷⁾。そのため、年齢が低い保険期間の前期においては、その年齢相当以上の保険料を支払っていることになる。すなわち、保険期間前期における保険料には前払部分が含まれていると言えるのである。この前払部分は、後年における保険料の支払に充てるためのものであり、よって、保険会社において積み立てておく必要が生じる。その結果、生存保険部分を持たない定期保険にあっても、生存保険などの場合と同じく、解約権の行使によってその積立部分の払戻し（解約返戻金）を受けることができるのである。このような仕組みから、先に見た生存保険や生死混合保険のみならず、死亡保険もこの貯蓄（投資）的機能を有することになるのである。

なお、先に見たとおり、生命保険の本質機能は保障的機能にあると説明

(25) 死亡事故が発生した場合は、積み立てられた保険料部分は死亡保険金に包含されて払い戻されることになる。

(26) 國崎裕・前掲注（14）164頁～165頁。

(27) 保険期間1年ごとにみた保険料を自然保険料というが、この自然保険料は、①毎年の保険料が変動するため徴収に不便である、②高齢になるにしたがって保険料率が上昇するので契約者の負担が増大するといった欠点があるため、実際には毎年の保険料を平準化し、保険期間が満了した際に全体の収支が合うよう保険料が設定されている。このように調整された保険料を平準保険料という。

されているのであるが、現行の課税における取扱いも、この点（リスクの現実化の偶発性）に着目したものと考えられる。しかしながら、時代の変化とともに次第に貯蓄（投資）的機能が高まりを見せ、前述のとおり、1975年6月27日の保険審議会の答申も、生命保険商品における当該機能の高まりを認めているところである。このような貯蓄（投資）的機能の高まりは、1980年代に一時払養老保険が高金利金融商品として注目を集め、爆発的な売れ行きを見せたことから見てとることができるのであり、これは生命保険商品に対する課税を考えた場合、他の貯蓄商品や投資商品に対する課税の中立性の確保の観点からも非常に重要な意味を持つものと考えられる。

4 生命保険の法的側面

このように、生命保険は保障的機能、貯蓄（投資）的機能といった重要な機能を有しているのであるが、法的に見ると、これは生命保険契約を基礎として構成されている。

生命保険契約は、商法 673 条⁽²⁸⁾（保険法 2 条 2 号・8 号）において「当事者の一方が相手方又は第三者の生死に関し一定の金額を支払うべきことを約し相手方がこれにその報酬を与えることを約することによってその効力を生ずる」契約として規定されており、一般に、①双務・有償契約性、②射倖契約性、③善意契約性といった性質を有するものとして説明されている⁽²⁹⁾。な

(28) 商法第 2 編第 10 章に規定する保険契約に関する法制の口語化・現代化等を目的として、2008 年 5 月 30 日に商法から独立した単行法としての保険法が成立している。保険法は未だ未施行の状態にあり（施行日は、公布の日（平成 20 年 6 月 6 日）から起算して 2 年（平成 22 年 6 月 5 日）を超えない範囲内において政令で定める日とされている。）、現時点においては商法の規定が適用されることになる。

(29) 保険契約は、保険会社が一定の保険金を支払うことを約し、保険契約者がこれに対する保険料を支払うものであることから、契約当事者双方が対価的な意味をもって契約する有償かつ双務契約としての性質を有する。また、契約当事者の双方又は一方の具体的な給付の発生が偶然な事実にかかっており、保険事故の発生の有無等によって保険者と契約者との具体的給付相互間の均衡関係が左右されるものであることから射倖契約としての性質も併せ持っており、更に、その射倖契約という性格から当事者、特に保険契約者側に一般の契約以上に信義誠実が要請されるとされ、このことをもって善意契約性という属性が派生的に認められる。なお、その他の性

お、双務・有償契約性については、保険事故が発生せず、保険金が支払われなかった場合をどのように考えるかという問題があるが、この点については学説も割れているところであり、保険契約自体その構造が売買契約などとは根本的に異なることから、これを双務・有償契約として当てはめるのには無理があるのではないかとの指摘もされているところである⁽³⁰⁾。

保険者（保険会社）は、このような性質を持つ生命保険契約を保険契約者との間で締結することにより、保険契約者に対して保険料支払請求権を得る一方、保険事故発生の際の保険金支払義務、積立金払戻義務、保険契約者の解約権行使に伴う解約返戻金支払義務、保険証券貸付義務、利益配当義務等を負うことになる。反対に、保険契約者は、生命保険契約の締結によって、保険者に対する保険料支払義務を負うことになるのであるが、保険金請求権⁽³¹⁾、解約権、解約返戻金請求権、積立金払戻請求権、保険金受取人の指定・変更権、利益配当請求権、延長保険や払済保険への変更請求権などを得ることになる。

このうち、特に注目すべきは、解約権及び解約返戻金請求権である。これは、先に見た貯蓄（投資）的機能という側面からも大きな意味を持つ。商法（保険法）においては、保険契約者の任意の契約解除（解約）について、保険者の責任開始前に限定して保険契約者に契約解除権を認めているのみであるが、生命保険契約が通常長期にわたるものであり、保険契約者が契約締結後の諸事情の変更により契約の継続を希望しない場合もあり得ることから、これに配慮し、通常、約款において保険契約者に任意の解約権が認められているのである。そして、この解約権の行使は、保険契約者の一方的意思表示によってなされる単独行為であって、保険者の同意を要せずにその効力を生じる形成権であると解されている。そのため、保険契約者はいつでも自由に解約権を行使することができ、保険事故の発生を待たずして、いつでも生命

質として、諾成契約性や商行為性なども挙げることができよう。

(30) 山下友信・前掲注（3）74頁～75頁。

(31) なお、保険金受取人と保険契約者が異なる場合は、保険金請求権は保険金受取人の権利とされる。

保険の貯蓄（投資）的機能から生ずる利得（解約返戻金）を実現することができるのである。

なお、この解約返戻金の経済的価値については、解約権を行使せずとも契約者貸付⁽³²⁾の利用や延長保険・払済保険⁽³³⁾への変更などによりその利用が認められている。そのため、その経済的実質を見れば、保険契約者はいつでも引き出し可能な、しかも担保価値のある預貯金を持っているのと近似の状態にあると言えよう⁽³⁴⁾。

第2節 保険数理及び保険会計の観点からの整理⁽³⁵⁾

第1節において、生命保険の概要につき、その機能と法的側面を中心に整理したが、一時金等の性質やその源泉を正しく理解するためには、更に保険数理及び保険会計の理解が不可欠となる。

そこで本節においては、保険数理及び保険会計の観点から、生命保険の構造について整理しておくこととする。

1 保険料の仕組み

保険契約者の支払う保険料は、一般に営業保険料と呼ばれており、大きく純保険料と付加保険料で構成されている。

このうち純保険料は、一時金等の支払に充てるための保険料であり、その額は、保険者たる保険会社が将来収入する保険料の額と支出する保険金等の

(32) 保険契約者は解約返戻金の範囲内で保険者から現金の貸付けを受けることができ、これを契約者貸付と言う。

(33) 保険期間の途中で保険料の払込を中止して、保険契約の内容を変更することができる。保険期間是不変のまま保険金額を減額する払済保険への変更や保険金額は変更せずに保険期間を短縮する延長保険への変更が可能であり、いずれも解約返戻金の額を一時払の保険料に充当したものと計算される。

(34) 山下友信・前掲注（3）28頁。

(35) 保険数理に基づく保険料の仕組み及び保険会計については、社団法人生命保険協会・前掲注（10）を参照した。

額とが等しくなるよう収支相等の原則⁽³⁶⁾に基づき、基礎率である予定死亡率と予定利率によって算出される。

予定死亡率とは、各年齢の被保険者中に生ずる死亡者数の割合の予定値であり、大数の法則に従い、過去の統計数値である生命保険表を基礎とし、それに適度の安全性を見込んで算定される。各生命保険会社の有診査契約を中心とした平成 11 年から平成 13 年における死亡率実績に基づいて「生保標準生命表 2007」が作成されており、現在、これが多くの商品に採用されているところである。

また、生命保険契約では、保険料の収納時期と保険金等の支払時期との間に時間的ずれがあり、しかもその契約が長期にわたるのが通常である。したがって、保険料には利息要素を加味する必要があり、そのために設定される利率が、もう一つの基礎率とされる予定利率である。生命保険における保険料は、この予定利率によって現価計算されるのであるが、予定利率も予定死亡率と同様、一定の安全性を考慮して、一般経済界の金利水準より低めに見積られているところである。

一方、付加保険料とは、生命保険会社の運営上の新契約費、維持費、集金費など保険経営の費用を支弁することを目的に支払う保険料であり、これは予定事業費率を用いて算出される。この予定事業費率の決め方については、①付加保険料を保険金に比例させる方法、②付加保険料を純保険料に比例させる方法、③一つの契約について定額とする方法、④以上の方法の組み合わせによる方法など様々な方法があるが、我が国では一般的に①と②の組み合わせ、すなわち保険金と純保険料に比例させる方法が採用されているところである⁽³⁷⁾。

(36) 「収支相等の原則」とは、死亡者数や運用によって得られる利息を考慮した上で、収入する保険料の総額と支出する保険金等の総額とが相等しくなるように保険料を定める考え方であり、収支のバランスを図る原則である。

(37) なお、高額契約について付加保険料を割引く高額割引制度を実施している会社もある。

2 積立ての仕組み

(1) 積立ての必要性

先に述べたとおり、生命保険制度は団体的共同備蓄制度として構築されている⁽³⁸⁾。そのため、保険者（保険会社）における会計は、一般の企業会計とは異なる特色を有しており、そこでは保険数理を前提とした独自の生命保険会計に基づく処理が行われている。その中心にあるのは保険料の積立てであり、これは保険会社が保険金等の支払義務を完全に果たせるよう準備するために行われる処理である。

すなわち、純保険料のうち満期保険金の財源となる部分は、満期時における保険金の支払のために保険会社に積み立てておく必要がある。また、終身保険の場合も、遅かれ早かれ死亡という保険事故は必ず発生することから、満期保険金の場合と同様、死亡保険金の財源となる部分を保険事故発生時まで積み立てておく必要がある。さらに、定期保険の場合についても、自然保険料を超えて収納した純保険料は、後年における保険料に充てるために積み立てておく必要があるのである。そして、これら保険会社において積み立てられた保険料は、保険会社によって投資・運用され、その分、保険契約者が支払う保険料は割引かれることになる。よって、保険料の計算と積立金の計算とは、理論上一体のものと言える。

なお、保険会社において積み立てられる保険料は貯蓄保険料と呼ばれ、残りの純保険料は危険保険料と呼ばれている。保険会社において積み立てられる貯蓄保険料が将来の満期保険金や解約返戻金などの支払の財源とされるのに対し、危険保険料は、保険会社に積み立てられることなく、保険会社を通して保険事故が発生した保険契約者（保険金受取人）に危険保険金⁽³⁹⁾として移転されることになる。したがって、先に見た生命保険の機能的側面から見れば、貯蓄保険料は貯蓄（投資）的機能を、危険保険料は保

(38) 大森忠雄・前掲注(12) 3頁。

(39) 危険保険金は保険数理上の用語であり、支払われるべき保険金の額と積み立てられた保険料積立金との差額を意味する。

障的機能を生む保険料と言えよう。

(2) 保険業法に基づく責任準備金

保険料の積立については、保険業法にも規定が置かれている。すなわち、保険業法 116 条 1 項は、「保険会社は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。」と規定し、保険会社に責任準備金という形での保険料の積立を義務付けているのである。この責任準備金は、保険数理に基づき算出される保険料積立金のほか、未経過保険料、払戻積立金及び危険準備金によって構成されている（保険業法施行規則 69 条 1 項）⁽⁴⁰⁾。そして、その具体的な計算方法⁽⁴¹⁾については、これを「保険料及び責任準備金の算出方法書」に定め、内閣総理大臣の認可を受ける必要があるのである（保険業法 4 条 2 項 4 号）。

ところで、先に述べたとおり、支払保険料の計算と積み立てられる保険料の計算は、本来一体のものであり、その前提によれば、支払保険料と責任準備金中の保険料積立金の計算基礎率は同一のものとなる。しかしながら、実際にはこれが一致しないことがある。これは、平成 7 年の保険業法の改正によって標準責任準備金制度が導入され、長期の保険契約のうち内閣府令で定めるもの⁽⁴²⁾については、責任準備金の計算の基礎となるべき係

(40) 未経過保険料とは、収入保険料のうち決算期においてまだ経過していない期間に対応するものであり、危険準備金とは保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するために大地震など異常な死亡の増加に備えるためのものである。なお、払戻積立金は損害保険会社の積立保険における積立金に用いられるものであり、生命保険会社には存在しない。

(41) 責任準備金の具体的な積立方法としては、平準純保険料式、チルメル式、営業保険料式（充足保険料式）の 3 種類がある。平準純保険料式とは、純保険料と付加保険料を区分し、事業費を考慮せず純保険料と保険金との収支の見込みのみで責任準備金を積み立てる方式であり、チルメル式とは、当初支出する事業費について初年度の純保険料の一部を転用して賄い、その転用部分を以後の付加保険料収入で償却するという考えに基づき、純保険料のほか新契約費を考慮して積み立てる方式である。また、営業保険料式とは、純保険料と新契約費のほかに、維持費などの事業費支出をも考慮に入れて将来の収支に過不足が生じないように計算する方法である。

(42) 個人保険及び個人年金契約が主に対象とされているが、特別勘定を設ける保険契約（例えば変額保険）については対象外とされている（保険業法施行規則 68 条）。

数に関し、監督当局が定める水準を使用することとされたためである（保険業法 116 条 2 項、平成 8 年大蔵省告示 48 号）⁽⁴³⁾。この標準責任準備金制度は、保険市場と金融市場が競争的なものに変貌し、とりわけ市場金利の変動に応じて責任準備金を算出することが保険会社のソルベンシーを確保するために不可欠とされたことから導入されたものと説明されており⁽⁴⁴⁾、いわば積立ての最低額を定めたものと言える。そのため、この標準責任準備金制度の適用対象となる保険については、保険料積立金が定められた標準責任準備金を下回ってはならないこととされ（保険業法施行規則 69 条 4 項）、よって、支払保険料の基礎率と保険料積立金の基礎率とが異なる結果となる場合は、いずれか大きい方の金額により責任準備金を積み立てることになるのである。

かつての保険学説の下では、この責任準備金は「保険会社が現存の保険契約上の責任を果たすために必要な金額として積立てるべき準備金」であり、「純然たる会社おける債務をあらわすもの」と考えられていた⁽⁴⁵⁾。しかしながら、現在においては、上記のとおり、標準責任準備金制度の導入によって保険契約者の支払う保険料と責任準備金（保険料積立金）との一体関係が崩れた結果、この責任準備金は企業会計上の積立金としての性格を強めたとの指摘がされている⁽⁴⁶⁾。そして、保険契約者の貯蓄（投資）的機能を反映した保険契約者価額⁽⁴⁷⁾についても、標準責任準備金制度の導入前においては、支払保険料と責任準備金（保険料積立金）との一体性から、保険会社が保険契約全体について積み立てた保険料積立金に対する持分払

(43) 当該告示は、標準責任積立金の計算基礎率について、予定死亡率を「生保標準生命表 2007」、予定利率を過去の長期国債の応募者利回りの平均値に所定の安全率を乗じたものとする旨告示している。

(44) 山下友信・前掲注（3）651 頁。

(45) 大森忠夫・前掲注（12）373 頁。

(46) 山下友信・前掲注（3）651 頁～653 頁。

(47) 保険契約者価額とは、契約の中途消滅の場合に保険者のもとで積み立てられている積立金を基礎として保険契約者が返還を受けられる金額をいい（保険業法施行規則 10 条 3 号）、保険契約者の権利にかかる金額を意味する（山下友信・前掲注（3）647 頁、653 頁）。

戻的なものとして理解されていたのであるが、同制度の導入による一体関係の崩壊によって、責任準備金中の保険料積立金と保険契約者価額とは切り離されたとの指摘がされているところである⁽⁴⁸⁾。

3 保険契約者価額としての解約返戻金

2で述べたとおり、保険契約者が保険料の積立金に対して有する権利（保険契約者価額）が責任準備金（保険料積立金）と切り離されたとすれば、生命保険の貯蓄（投資）的機能を十分に反映し、保険契約者の保険料の積立金に対して有する権利を表すものは一体何であろうか。

この問いに対する答えとしては、解約返戻金を上げることができよう。この解約返戻金は、標準責任準備金制度の導入以降も保険契約者価額の一つと観念されており⁽⁴⁹⁾、実務上も、保険料の計算基礎率と同様の基礎率を用いて計算されている⁽⁵⁰⁾。したがって、その価額は、保険料の計算と一体をなす保険数理における保険料の積立金と基本的に合致するのである⁽⁵¹⁾。さらに、保険契約者は解約権の行使によっていつでもこの解約返戻金相当額を現金化することができるのであり、その結果得られる解約返戻金は、保険契約者が現実手にすることのできる経済的価値そのものを表すと考えられるのである。この点、大澤康孝教授は、保険契約の解約を保険契約者が有する積立金部分の「経済的価値を具体化させる行為」と説明しており⁽⁵²⁾、山下友信教授も、「保険契約者は解約返戻金という現金化できる経済価値を有して」⁽⁵³⁾おり、これを「いつでも現金化できる預金をもっているのと近似する状態」⁽⁵⁴⁾と説

(48) 山下友信・前掲注（3）652頁。

(49) 山下友信・前掲注（3）654頁。

(50) 日本アクチュアリー会『保険1（生命保険）』2頁～14頁（2004年）。

(51) なお、具体的には、責任準備金の金額（保険業法に規定する責任準備金ではなく、個々の保険契約者のために積立てられるべき金額を意味する。）から一定の解約控除を差し引いて計算される。

(52) 大澤康孝「積立金に対する保険契約者の権利」ジュリスト 753号 105頁（1981年）。

(53) 山下友信・前掲注（3）669頁。

(54) 山下友信・前掲注（3）28頁。

明しているところである。よって、解約返戻金は、生命保険の貯蓄（投資）の機能を反映するものとして、十分に評価し得るものと言えよう。

なお、この解約返戻金の価額については、保険会社が経過年数ごとの金額を保険証券に記載したり、代表的な場合についての金額を例示した解約返戻金額例表を約款に記載したりすることによって、保険契約者においてもその額を推知することができるようにされている。また、保険会社に照会すれば、保険契約者は解約返戻金の正確な価額を知ることができる。そうすると、解約返戻金相当額は、保険契約者においても自己の貯蓄（積立）額を図る指標として活用され得るものと考えられ、解約返戻金相当額をもって保険契約者の貯蓄（投資）部分を計ることは、保険契約者の視点からも支持されるものと考えられる。

4 具体的な保険商品の内容

以上の整理に基づき、具体的な保険商品について、その保険料及び一時金等を分析すると、次のとおりとなる。

（1）定期保険

① 商品の概要

定められた保険期間内に被保険者が死亡した場合に死亡保険金が支払われる死亡保険である。したがって、被保険者が満期時まで生存していた場合には保険金は支払われずに当該契約は消滅し、払い込んだ保険料は掛け捨てとなる。

② 保険料の構成要素

支払保険料は、毎期の危険保険金を賄うために必要となる危険保険料と事業費を賄うための付加保険料を中心に構成されているが、平準保険料方式が採用されている関係上、支払保険料には貯蓄保険料も含まれている。

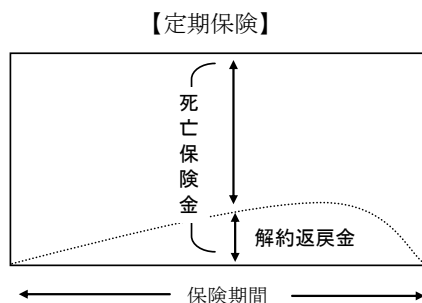
なお、貯蓄部分たる解約返戻金相当額は、支払保険料が自然保険料を上回る期間においては増加するが、これを下回ることになる年度以降は

次第に減少し、満期時にはゼロになる。

③ 保険金及び解約返戻金の構成要素

定期保険における死亡保険金は、①危険保険料によって保障される危険保険金及び②貯蓄保険料の累積額とそれに付された利子相当部分（死亡時における解約返戻金相当額）とで構成されている。

なお、定期保険は一般に掛け捨ての保険と理解されているが、先に見たとおり支払保険料の額が平準化されている関係上、解約権の行使があった場合は解約返戻金が保険契約者に支払われることになる。この解約返戻金は、解約時における貯蓄保険料の累積額とそれに付された利子相当部分で構成されている。



(2) 終身保険

① 商品の概要

死亡保険の一つであり、被保険者の一生涯にわたって保険期間が継続し、死亡時に死亡保険金が支払われる生命保険である。必ず保険金が支払われ、解約返戻金も多く見込まれる商品であることから、貯蓄性が強く、死亡保障のみならず保険期間中の緊急資金の準備にも適した商品であると言われている。

② 保険料の構成要素

支払保険料は、定期保険の場合と同様に危険保険料、貯蓄保険料及び

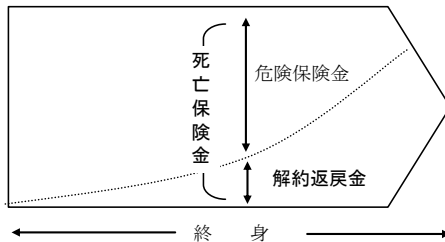
付加保険料により構成されている。しかしながら、保険期間が終身であり、必ず保険金が支払われる商品であることから、死亡保険ではあるものの、その構造は「養老保険の満期が死亡率が1となる最終年齢まで延びたもの」⁽⁵⁵⁾と同じであり、支払保険料に占める貯蓄保険料の割合は大きいものとなっている。また、保険料の積立根拠も養老保険の場合と同じであり、解約返戻金相当額は保険期間を通して増加することになる⁽⁵⁶⁾。

③ 保険金及び解約返戻金の構成要素

終身保険における死亡保険金は、定期保険の場合と同じく、①危険保険料によって保障される危険保険金及び②死亡時における貯蓄保険料の累積額とそれに付された利子相当部分（死亡時における解約返戻金相当額）により構成されている。

また、解約返戻金についても、定期保険の場合と同様に、解約時における貯蓄保険料の累積額とそれに付された利子相当部分によって構成されている。

【終身保険】



(3) 養老保険

① 商品の概要

生存保険と定期保険を同額ずつ組み合わせた生死混合保険である。定

(55) 社団法人生命保険協会・前掲注(10)77頁。

(56) 平準保険料が採用されていることを原因として発生する積立てに加え、満期時(ここでは死亡率が100%となる最終年齢:生保標準生命表2007(死亡保険用)(男)によれば107歳である。)の保険金支払のための積立てが必要となる。

められた保険期間内に被保険者が死亡した場合には死亡保険金が支払われ、保険期間満了時まで生存していた場合には満期保険金が支払われることになる。

② 保険料の構成要素

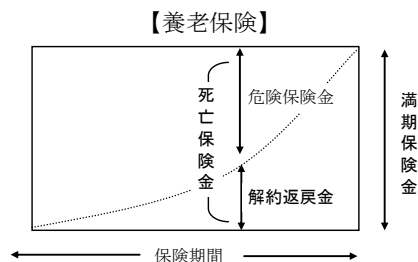
支払保険料は、危険保険料、貯蓄保険料及び付加保険料からなる。終身保険の場合と同じく積み立てられる貯蓄保険料の割合は大きく、解約返戻金相当額も保険期間を通して増加する。

なお、先に見たとおり、生存保険と死亡保険が組み合わせられることにより、生死に関わらず払い込まれた貯蓄保険料部分は必ず払い戻されることになる。よって養老保険は逦増する貯蓄（積立）と逦減する保障（危険保険金部分）との組み合わせと観念することができよう⁽⁵⁷⁾。

③ 保険金及び解約返戻金の構成要素

養老保険における保険金の構成要素は、死亡保険金の場合は、①危険保険料によって保障される危険保険金及び②死亡時における貯蓄保険料の累積額とそれに付された利子相当部分（死亡時における解約返戻金相当額）であり、満期保険金の場合は、満期時点における貯蓄保険料の累積額とそれに付された利子相当部分である。

また、解約返戻金は、解約時における貯蓄保険料の累積額とそれに付された利子相当部分で構成されており、その額は保険期間を通して逦増していく。



(57) 日本生命保険生命保険研究会『生命保険の法務と実務』44頁（社団法人金融財政事情研究会・2004年）。

(4) 変額保険

① 商品の概要

貯蓄保険料部分を有価証券により投資運用し、その運用実績に応じて保険金・解約返戻金の額が変動する保険である。有期型（満期型）と終身型とがあり、有期型は満期を迎えると運用実績に応じた満期保険金が支払われ、終身型は死亡時に運用実績に応じた死亡保険金が支払われる。死亡保険金には最低保証額である基本保険金額が設けられているが、満期保険金及び解約返戻金についてはこのような保証はなく、運用に係るリスクは保険契約者が負うことになる。保険金の額を変額させる方法は、①責任準備金比例方式⁽⁵⁸⁾、②一時払保険方式⁽⁵⁹⁾及び③超過資産加算方式⁽⁶⁰⁾の3つがあるが、日本において販売されているものは②の一時払保険方式である。

② 保険料の構成要素

支払保険料は、危険保険料、貯蓄保険料及び付加保険料からなる。このうち貯蓄保険料は特別勘定によって積み立てられ、投資運用に当てられる。毎月、実際の積立金と予定責任準備金⁽⁶¹⁾との差額が計算され、保険金額に上積みされる保険金が算出される（上積みされる保険金額を変動保険金額という）。なお、変動保険金額がマイナスになっても基本保険金額が保証され、そのコストは特別勘定の資産から充てられる。

③ 保険金及び解約返戻金の構成要素

死亡保険金は、①危険保険料によって保障される危険保険金及び②死亡時における貯蓄保険料の累積額とそれに付された投資運用益部分（死亡時における解約返戻金相当額）とで構成されており、満期保険金の場

(58) 責任準備金比例方式とは、運用実績による積立金が予定責任準備金を上回った割合と同じ割合で保険金を増額する方式をいう。

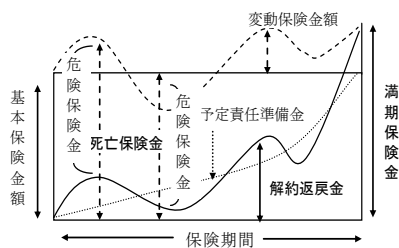
(59) 一時払保険方式とは、運用実績による積立金が予定責任準備金を上回った差額を一時払保険料として保険金を買増する方式をいう。

(60) 超過資産加算方式とは、運用実績による積立金が予定責任準備金を上回った差額を保険金額に加算する方式をいう。

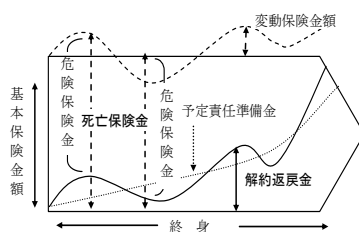
(61) 予定責任準備金とは、基本保険金額に対応する責任準備金を意味する。

合は、満期時における貯蓄保険料の累積額とそれに付された投資運用益部分とで構成されている。そして、解約返戻金も同じく解約時における貯蓄保険料の累積額とそれに付された投資運用益部分で構成されており、満期保険金及び解約返戻金については、投資運用結果によって元本割れする場合（貯蓄保険料の累積額を下回る場合）もあり得る。

【変額保険（有期型）】



【変額保険（終身型）】



第2章 保険金課税の概観

第1章では、保険契約法、保険数理及び保険会計の観点から生命保険制度を概観した。

そこで本章では、前章において確認した生命保険制度に基づき収受する一時金等について、その課税の沿革と現行法における取扱いを整理しておくこととする。

第1節 沿革

1 昭和22年第二次所得税法改正

明治20年に我が国で初めて設けられた所得税法は、所得源泉説⁽⁶²⁾に立脚した所得概念を有しており、第二次世界大戦後まで一貫して「営利ノ事業ニ属セサル一時ノ所得」は課税の対象外とされてきた。一時金等についても、昭和13年の相続税法改正によって、被相続人の死亡により相続人が受ける保険金及び他人のためにする生命保険契約の保険金には相続税又は贈与税が課税されることになったものの、所得税法は一切これを課税の対象とはしてこなかった。

しかしながら、昭和22年第二次所得税法改正によって包括的所得概念⁽⁶³⁾を持つ所得税法が確立したことにより、一時金等が課税の対象に取り込まれることになる。すなわち、この改正により一時所得が創設され、それまで非課税とされてきた「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」が課税対象に取り込まれたのである。この一時所得の創設は、「いや

(62) 所得源泉説とは、一定の源泉から生じた所得のみを課税の対象とする考え方であり、これによれば一時的・偶発的な所得は課税対象から除かれることになる（水野忠恒『租税法〔第3版〕』120頁（有斐閣・2007年））。

(63) 包括的所得概念とは、所得の定義をより包括的に捉えるものであり、担税力を増加させる純資産の増加はすべて所得とする所得概念である（水野忠恒・前掲注（62）121頁）。

しくも所得がある以上は担税力があるとして、全額総合して課税するのが所得税として理想的であるという理論上の理由と、ある所得者の資産が増加している場合において明らかに他の所得に該当することが認め難い場合において、少なくともこの一時所得があったものとみて所得税を課税しようという、実際上の実益」⁽⁶⁴⁾に基づくものと説明されている。しかしながら、「贈与、遺贈又は相続により取得したもの」、「死亡を原因として支払を受けた保険金」及び「傷害保険契約又は損害保険契約に基づき支払を受けた保険金」については所得税を課さないこととされたため、この改正においても、一時金等のうち、他人を被保険者、自己を保険契約者兼保険金受取人とする生命保険契約に基づき収受した死亡保険金については、課税の対象にはされなかった。

なお、この改正により創設されたこの一時所得は、一時にその時に限って生じる所得であることから、累進課税緩和措置としてその10分の5（2分の1）を控除して課税することとされた。2分の1課税については、この種の所得に対しては継続的な所得と同様の徹底した課税を行うところまでに至っていなかったことの現れであると指摘されている⁽⁶⁵⁾。

2 昭和25年所得税法改正

昭和24年9月15日のシャウプ使節団日本税制報告書（以下「シャウプ勧告」という。）に基づき、所得税法の大改正（昭和25年所得税法改正）が行われ、これにより一時所得は他の一時的所得（山林所得、譲渡所得及び退職所得）とともにその2分の1課税が廃止された⁽⁶⁶⁾。

また、一時所得のうち「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したとみなされるものを含む）」と「傷害保険契約又は損害保険契約に基づき支払を

(64) 植松守雄「注解所得税法」会計ジャーナル 63頁～64頁（1978年3月号）。

(65) 平田敬一郎『新税法』56頁（時事通信社・1950年）。

(66) その結果、一時所得については所得金額全額が課税対象とされたが、他の一時的所得は平均課税の対象とされた。

受ける保険金」は引き続き非課税とされたが、「死亡を原因として支払を受けた保険金」については非課税規定から外された。その結果、一時金等については、これまで課税されてこなかった他人を被保険者、自己を保険契約者兼保険金受取人とする生命保険契約に基づく死亡保険金が、新たに所得税の課税対象とされた。

なお、この改正により、雑多となっていた事業等所得を事業所得と不動産所得に分離するとともに、これらを除いた所得が雑所得として整理された。そして、臨時配当の所得分類が廃止された結果、所得税法における所得は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の10種類に分類されることとなり、雑所得は他の所得分類に該当しない所得のバスケット・カテゴリーとしての役目を果たすことになったのである。

3 昭和27年所得税法改正

昭和27年所得税法改正により、譲渡所得、一時所得及び山林所得を1グループとし、当該グループ内で損益通算を行った後、その合計額から10万円(特別控除)を控除した金額を他の所得と総合して課税することとされた。この特別控除の導入は、これらの所得に少額不追及の思想が持ち込まれたものと説明されている⁽⁶⁷⁾。また、同改正によって、累進税率の緩和を図るため、シャープ勧告により全額課税とされた一時所得に平均課税が適用されることになった。さらに、当時は著述家及び作家以外の者の原稿料は一時所得とされていたのであるが⁽⁶⁸⁾、一時所得の概念を偶発的な所得に限定する考え方から、「労務その他の役務の対価」たる性質を有する所得が一時所得から除かれ、その結果、上記の原稿料などは雑所得に分類されることとなった⁽⁶⁹⁾。

(67) 松隅秀雄『戦後日本の税制』119頁(東洋経済新報社・1959年)。

(68) 所得税基本通達(昭26直所1-1)145において、著述家及び作家以外の者が受ける原稿料などは一時的に生じた所得として一時所得に分類されていた。

(69) 植松守雄・前掲注(64)64頁。

4 昭和 28 年所得税法改正

昭和 28 年所得税法改正によって、更に一時所得の課税方法が変更され、譲渡所得との合計額から 15 万円（特別控除）を控除し、その控除後の金額の 2 分の 1 を他の所得と総合課税することとされた。

5 昭和 37 年所得税法改正

当時、生命保険契約に基づく年金は雑所得に、一時金等は一時所得に分類されていたのであるが、それぞれの所得金額の計算方法に係る明文規定は置かれていなかった。そして、生命保険契約に基づく年金については、課税実務上、①その年分の所得の基本となるべき年金収入額と既往の年金収入額との合計額が、自己の払い込んだ掛金総額に達するまでの年分については課税しない、②既往の年金収入額の積算額が掛金総額に達しない場合において、その年に年金積算額が初めて掛金総額を超過することとなるときはその超過額をその年分の雑所得とする、③既往の年金収入額の積算額が既に掛金総額を超過している場合は、その年分の年金収入を雑所得とする、といった取扱いがなされていた。しかしながら、この取扱いは、費用収益対応の見地から極めて不合理であり、かつ、その計算は過去の年金積算額を必要とするなど非常に手間であった。また、一時金等については、15 万円の特別控除の存在から、それまでは課税されるケースがほとんどなかったのであるが、保険金額の高額化が進み、課税所得が発生するケースが想定されるようになってきた。

このような背景から、昭和 37 年所得税法改正によって、これらの所得に係る計算規定（所得税法施行令第 9 条の 12）が設けられることになった⁽⁷⁰⁾。その計算方法については、後述する現行法（所得税法施行令第 183 条第 2 項）と基本的に同様である。

(70) 大山孝夫「所得税の一部改正（企業年金及び利殖年金等の課税制度）」税経通信第 17 卷 6 号 41 頁（1962 年）。

6 昭和 39 年所得税法改正

昭和 39 年所得税法改正により、譲渡所得と山林所得の改正に伴う法文の技術的な整備のため、一時所得の定義に「資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」という要件が加えられた。しかしながら、これは飽くまで法文の技術的な整備に伴うものであり、これによって一時所得の範囲が変更されたものではないと説明されている⁽⁷¹⁾。

7 昭和 40 年所得税法全文改正

一時所得の金額は、従来、「その年中の総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額」とされていたのであるが、昭和 40 年所得税法全文改正により、「支出した金額」に「その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。」との要件が追加された。

これについては、「収入を生じた原因の発生に伴い」要した支出が「収入を得るために支出した金額」に含まれることになったことから、この「収入を得るために支出した金額」の範囲は一定の広がりを見せたとされる一方、新たに追加された「直接要した金額に限る」との要件から、その収入の生じた行為又は原因ごとに厳密な個別的対応計算を行い、収入を生じない行為又は

(71) 植松守雄・前掲注 (64) 64 頁。具体的には、この改正には次のような経緯がある。すなわち、それまでは保有期間 1 年以内の短期保有山林の譲渡による所得は、山林所得から除外され、譲渡所得に含まれており、一方譲渡所得はその資産の保有期間の長短に関わらずすべて 2 分の 1 課税とされていた。ところがこの改正において、いわゆる 5 分 5 乗課税の方法を適用する山林所得が 3 年を超えるものに限定するとともに、譲渡所得についても資産の保有期間が 3 年以内のものは譲渡所得には含めるが 2 分の 1 課税の対象から除外し、特別控除のみを適用することに改め、また、山林所得から除外された短期保有山林については、販売目的で保有される性格のもので、特別控除も適用すべきものではないとする考え方から譲渡所得からも除外することになった。そこで短期保有山林の伐採、譲渡による所得はその全体が課税されるのが適当ということになるが、条文の手当てをしない場合には、その所得は山林所得にも譲渡所得にも該当しない「一時の所得」として一時所得に落ち込み 2 分の 1 課税の対象になってしまう恐れがあったことから、これを排除するため一時所得について「資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」という限定が設けられることになったものである。

原因に係る支出は控除項目から除かれるとの考え方が明確にされたと説明されている⁽⁷²⁾。

また、特別控除の方法についても改正がなされ、譲渡所得の金額及び一時所得の金額それぞれから、個別に特別控除を行うこととされた。

8 昭和 62 年所得税法等改正

昭和 62 年所得税法等改正によって、昭和 38 年以降続いてきた利子所得に対する少額貯蓄非課税規定制度等が老人等に対する利子非課税制度に改組され、これに該当しないほとんどの利子所得に対して 15 パーセントの税率による源泉分離課税が導入されることになった。そして、この利子所得への源泉分離課税の導入と同時に、国民の金融資産の選択に対する税制の中立性の確保の観点から、いわゆる金融類似商品の収益についても 15 パーセントの税率による源泉分離課税が導入されることとなった⁽⁷³⁾。生命保険商品では、保険料又は掛金を一時又はこれに準ずる方法で支払うこととされているもののうち、保険期間が 5 年以下若しくは保険期間が 5 年を超えるもので 5 年以内に解約された一時払養老保険などがこれに該当するものとして規定された。保険期間が 5 年以下の一時払養老保険が金融類似商品とされたのは、保険期間が短いものは死亡率も低く、しかも高利回りの商品であるため、貯蓄的な性格が強いと認められたことによるものである。

第 2 節 現行生命保険税制

前節で述べた一時金等に係る課税の沿革を踏まえ、本節においては、現行所得税法における取扱いを整理しておくこととする。

(72) 植松守雄・前掲注 (64) 67 頁。

(73) 次に述べる生命保険商品のほか、定期積金、相互掛金、抵当証券、金貯蓄口座、外貨建定期預金がこれに当たる（租税特別措置法 41 条の 10、所得税法 174 条 3 号ないし 8 号）。

1 非課税とされる生命保険契約に基づく給付金

前節で述べたとおり、かつての所得税法は所得源泉説に立脚した所得概念を有していたのであるが、現行所得税法は包括的所得概念を採用している。そのため、経常的・反復的に生じる所得のみならず、あらゆる経済価値の流入が所得税の課税対象とされている。これに照らせば、外部からの経済価値の流入である生命保険契約に基づく一時金等についても、本来、そのすべてが課税対象とされてしかるべきであるが、現行所得税法は、一時金等のすべてを課税対象とはせず、次の二つを非課税として規定している。

(1) 相続税及び贈与税の対象となる給付金

一つは、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）」（所得税法第9条第1項15号）である。

この非課税規定は、一般に所得税と相続税・贈与税との二重課税を排除する趣旨の規定と説明されており⁽⁷⁴⁾、保険契約者たる被相続人の死亡により相続人が保険金を取得した場合や保険金受取人以外の者が保険契約者（保険料支払者）である生命保険契約に基づき保険金又は解約返戻金を取得した場合は、これらは相続財産又は贈与財産とみなされ、相続税又は贈与税の課税対象とされることから（相続税法第3条第1項1号、同法第5条第1項、第2項）、これに該当する一時金等には所得税が賦課されないことになる。

したがって、現行所得税法においては、保険契約者（保険料支払者）と保険金受取人が同一である場合、すなわち自己のためにする生命保険契約に基づき收受する一時金等が課税の対象となる。

(74) 金子宏『租税法〔第13版〕』164頁（弘文堂・2008）。名古屋地裁平成元年7月28日判決（税務訴訟資料173号417頁）、神戸地裁平成4年12月25日判決（税務訴訟資料193号1189頁）など裁判例も同様に解している。なお、相続・贈与を新しい所得の創造ではなく家族内における単なる財産の移転と捉え、このような家族内の所得移転については特別に考えて相続税若しくは贈与税において取扱うものとしたとの考え方もある（水野忠恒・前掲注（62）140頁～141頁）。

(2) 身体の傷害に基因して支払を受ける給付金

一時金等のうち、非課税とされるもう一つのケースは、「身体の傷害に基因して支払を受ける給付金」である。すなわち、所得税法第9条第1項16号は、「損害保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるもの」を非課税所得と規定し、これを受けた同法施行令第30条第1号は、一時金等のうち「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」を非課税としているのである。これらの規定は、通常、保険金や損害賠償金が損害の回復と観念されている点を考慮したものと説明されている⁽⁷⁵⁾。

課税実務においては、この非課税規定について、傷害の場合みならず、疾病によって重度障害になったことにより受ける高度傷害保険金等についてもこれに含め（所得税基本通達9-21）⁽⁷⁶⁾、更に給付金の支払を受ける者が傷害を受けた本人である場合に限らず、身体に傷害を受けた者の配偶者若しくは直系血族又は生計を一にするその他の親族である場合も同様に非課税として取扱うなど（所得税基本通達9-20）⁽⁷⁷⁾、一定の拡張・類推解釈が行われている。その一方で、死亡保険金については、①非課税所得の範囲が「身体の傷害」と文理上明らかに規定されていること、②みなし相続財産あるいはみなし贈与財産とされる死亡保険金については、二重課税を避ける目的で所得税が非課税とされていること（所得税法第9条第1項15号）を理由に厳格に解釈され、「身体の傷害に基因して支払を受ける

(75) 金子宏・前掲注(74)『租税法〔第13版〕』164頁～165頁。

(76) この取扱いは、給付の原因が傷害なのかそうでないのかを判別することは必ずしも容易ではなく、また、この両者を区分するのが果たして上記の非課税規定の趣旨に合致するものかどうか極めて疑問であるためと説明されている（河合厚＝宮澤克浩＝阿瀬薫編『平成19年版所得税基本通達逐条解説』80頁（大蔵財務協会・2007年））。

(77) この取扱いは、傷害を受けた本人に近い親族が療養費等を負担するケースも一般に見られるところであり、傷害を受けた本人が給付金を受ける場合とその実質において大差がないためと説明されている（河合厚＝宮澤克浩＝阿瀬薫編・前掲注(76)78頁～79頁）。

給付金」に該当しないものとして取扱われている（所得税基本通達 9-20 注書き）⁽⁷⁸⁾。

このように、一方についてのみ拡張・類推解釈を採る課税実務における取扱い、一見、アンバランスにも思えるが、死亡保険金に係る上記取扱いについては、実子を被保険者とする生命保険契約に基づき収受した死亡保険金につき、その非課税所得該当性が争われた事案において、最高裁判平成 2 年 7 月 17 日第三小法廷判決⁽⁷⁹⁾がこれを支持しているところであり、また、同裁判例の第一審（名古屋地裁平成元年 7 月 28 日判決⁽⁸⁰⁾）が、所得税法施行令第 30 条 1 号の趣旨を「傷害に基因して支払われる保険金等は、それが、重傷者自身や重傷者の配偶者若しくは直系血族または生計を一にするその他の親族に支払われる場合には、通常重傷者の治療費等に費消されることにかんがみて、これを課税することは現に療養中の重傷者に対し酷な結果になるとの政策的配慮」と解していることからすれば、同じく治療費等の存在が想定される疾病のケースなどへの拡張・類推解釈についても支持され得るものと考えられよう⁽⁸¹⁾。

2 課税される生命保険契約に基づく給付金

(1) 所得区分

現行法令上、1 に該当しない一時金等、すなわち、自己のためにする生命保険契約に基づき保険契約者が収受する満期保険金、死亡保険金、解約返戻金は、所得税の課税の対象となる。そして、現在、課税実務においては、これらは「令第 183 条第 2 項《生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算》に規定する生命保険契約等に基づく一時金（業務に関して受けるものを除く。）及び令第 184 条第 4 項《損害保険契約等に基

(78) 河合厚＝宮澤克浩＝阿瀬薫編・前掲注 (76) 78 頁～79 頁。

(79) 判例時報 1357 号 46 頁。なお、判例評釈として、佐藤英明「保険契約者が取得した死亡保険金は所得税法上非課税所得となるか」ジュリスト 984 号 206 頁(1991 年)。

(80) 税務訴訟資料 173 号 417 頁。

(81) 佐藤英明・前掲注 (79) 208 頁。

づく満期返戻金等》に規定する損害保険契約等に基づく満期返戻金等」として、一時所得に分類されている（所得税基本通達 34-1（4））。

なお、所得税法施行令第 183 条第 2 項の「生命保険契約等に基づく一時金・・・に係る一時所得の金額の計算については、次に定めるところによる。」との規定ぶりから、一時金等が一時所得に分類されるものと推知することができるが、当該規定は飽くまで一時所得に分類された一時金等の所得計算規定であって、一時金等をすべて一律に一時所得に分類すべきことを明らかにした規定ではない。現行法令上、一時金等を直接一時所得に分類する明文規定は存しておらず、よって、次章において検討するように、その一時所得該当性は、結局、一時所得について定めた所得税法第 34 条の解釈に委ねられているものと言える。

（2）所得計算

一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額 50 万円を控除して算出される（所得税法第 34 条第 2 項）。一時所得の金額の計算上控除される「支出した金額」は、「その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る」こととされており、総体的対応計算が採られる必要経費（所得税法第 37 条）とは異なり、そこには収入と支出との強い個別的対応計算が求められている。これは、「たとえばギャンブルの支出は、それによって収入が得られたときはその控除項目としての意味をもつが、その支出は同時にギャンブルを楽しむための支出つまり一種の消費支出としての側面があり、一時所得に係る支出には多かれ少なかれこのような要素があるものと考え、その支出はそれが収入を生んだ場合に限って控除を認めるという建前をとっているもの」と説明されている⁽⁸²⁾。

(82) 植松守雄・前掲注 (64) 67 頁。

ところで、一時所得に分類される生命保険契約に基づく一時金等の所得金額の計算については、先に述べたとおり、所得税法施行令第183条第2項に別途計算規定が設けられている。これは、一時金等が他の一時所得と比べて所得発生の様態を著しく異にしており、その計算方法が判然としなかったことから、これを明確にするために設けられた特別規定である。具体的には、満期保険金、死亡保険金、解約返戻金といった一時金等のほか、当該一時金等の支払の基礎となる生命保険契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻金の額（以下「契約者配当金」という。）で当該一時金等とともに又は一時金の支払の後に支払を受けるものが総収入金額に算入され（所得税法施行令第183条第2項1号）、当該生命保険契約に係る保険料又は掛金（以下「保険料」という。）の総額から当該一時金等の支払前に受けた契約者配当金を控除した金額が「収入を得るために支出した金額」に算入されることになる（同条第2項2号、3号）。

このように、一時金等の支給前に收受した契約者配当金については、その收受時には課税されることはなく、一時金等を收受した際に清算されることになるのであるが、これは契約者配当金が通常の株主配当のように利益の分配あるいは出資に対する報酬という性格のものではなく、過払保険料の払戻しと観念されていることに由来するものであり⁽⁸³⁾、「年々配当を行って保険料と相殺して支払わしめるというようなやり方と、配当はこれを行わず、またはその額を少額にして、保険料を最初から割引して保険契約を定める場合といろいろのやり方がある」ことから、一時金等を受取った際に清算して課税するのが便宜であると説明されている⁽⁸⁴⁾。

(3) 課税方法

一時所得は、一時的・偶発的な所得であって、その担税力は低いとの配

(83) 第1章において確認したとおり、保険料の基礎率は安全性を考慮して設定されているため、営業保険料として収入した保険料と実際に要した実質保険料とは通常差額が生じる。契約者配当金はこれを調整する意味を持つとされる。

(84) 平田敬一郎・前掲注(65)102頁。

慮から⁽⁸⁵⁾、2分の1課税という総合累進課税緩和のための措置が採られており（所得税法第22条第2項2号）、現在、一時所得に分類されている一時金等の課税においても、同様に適用されている。

ただし、沿革において見たとおり、利子所得との権衡を図る観点から、金融類似商品の収益については、利子所得と同じく15パーセントの源泉分離課税制度が採られており（租税特別措置法第41条の10）、生命保険契約に基づく一時金等のうち、①保険料又は掛金を一時に又はこれに準ずる方法で支払うこととされているものであること、②保険期間が5年以下若しくは保険期間が5年を超えるもので5年以内に解約されたものであること、③災害死亡等による死亡保険金の額が満期保険金の額の5倍未満で、かつ、災害死亡以外の死亡保険金の額が満期保険金と同額以下であること、という三要件を満たすものは、この金融類似商品に該当するものとして15パーセントの源泉分離課税が適用されている（所得税法第174条8号、同法施行令第298条第6項）。

この三要件は、保険期間が短ければ短いほど死亡の危険は小さくなるため満期保険金を得る確率は高くなり、また、死亡保険金の満期保険金に対する割合が低いほど保障的要素が小さく貯蓄的要素の強い商品になることから、生命保険商品の中からより貯蓄性の高い商品を抽出するために設けられた要件であると言えよう。

(85) 金子宏・前掲注(74)『租税法〔第13版〕』222頁。

第3章 現行の取扱いの問題点とあるべき課税の検討

第2章において、一時金等に係る課税の沿革及び現行法における取扱いを整理した。

そこで、本章では、第1章において整理した生命保険の仕組みや性質等を踏まえた上で、一時金等の①所得区分、②計算方法（控除すべき金額）、③課税方式について、現行法上の問題点を抽出し、そのあるべき課税の姿について検討することとする。

第1節 所得区分

所得税法は、所得をその源泉ないし性質によって利子所得から雑所得までの10種類に分類している。この所得区分は、所得の性質によって担税力が異なるという前提の下、公平負担の観点から、各種の所得についてそれぞれの担税力の相違に応じた計算方法を定めるとともに、それぞれの様態に応じた課税方法を定めるために設けられたものと説明されている⁽⁸⁶⁾。

ところで、第2章において確認したとおり、一時金等は、現在、その種類に関わらず、一律に一時所得として取り扱われている⁽⁸⁷⁾。生命保険の本質的機能は、伝統的に保障的機能（リスク移転機能）にあると説明されており、ここに注目するならば、リスクの現実化の偶発性を根拠として、一時金等を一律に一時所得に分類することも十分に考えられるところである⁽⁸⁸⁾。しかしながら、一時金等の構成要素やその機能をよく分析すると、そこからは明らかに異質な部

(86) 金子宏・前掲注(74)『租税法〔第13版〕』174頁～175頁。

(87) 前掲注(4)参照。

(88) 現在の取扱いは、保険事故の発生という偶発的要素に基因するという点に着目されたものと説明されている（酒井克彦「いわゆる金融商品の損失等を巡る課税上の問題—金融商品を巡る個人所得課税についての若干の立法論的提言」税大論叢41号476頁（2003年））。

分が浮かび上がってくるのであり、第1章で確認したとおり、その源泉ないし性質は決して同一とは言えない。先に述べたとおり、例えば養老保険における満期保険金などは、保障的機能が喪失したものとして説明されているところであり、生命保険商品の多様化が進んだ現状を考えれば、保障的機能に重心を置く現行の取扱いが今日においても妥当するかは疑問のあるところである。

そこで、本節においては、現在一時金等が分類されている一時所得の概念を整理した上で、一時金等の種類ごとにその該当性を検討し、その所得区分を考察することとする。

1 一時所得の概念の整理

(1) 一時所得の概要

所得税法第34条第1項は、一時所得を「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう」と規定している。この一時所得は、いわゆる一時的・偶発的な所得(Windfall Gainがその典型例)を中心に構成されており、ここに一時所得の特色があると説明されている⁽⁸⁹⁾。

懸賞の商金品、福引の当選金品、競馬の馬券の払戻金などがこれに当たり、生命保険契約に基づく一時金等についても、保険事故の発生という偶発的要素に基因する点が着目され、一時所得に分類されている(所得税基本通達34-1(4))⁽⁹⁰⁾。

(2) 一時的・偶発的要素の位置付け

上記のとおり、一時所得は一般に一時的・偶発的な所得であることにその特色があると説明されている。確かに「労務その他の役務の対価としての性質を有する所得」を一時所得から除外した昭和27年所得税法改正など

(89) 金子宏・前掲注(74)『租税法〔第13版〕』221頁。

(90) 酒井克彦・前掲注(88)476頁。

一時所得の沿革を見れば、そこから一時所得を一時的・偶発的な所得に限定しようという大きな流れを見てとることができる。したがって、一時所得における一時性・偶発性といった要素の存在については否定するところではない。しかしながら、この一時的・偶発的という要素のみをもって一時所得の概念を完全に整理しきれるかという点、これには疑問を感じる⁽⁹¹⁾。

すなわち、第2章で述べた沿革からも明らかのように、一時所得は、かつて所得源泉を持たない所得として非課税とされていたもの⁽⁹²⁾を包括的に課税対象に取り込むために設けられた所得分類であって、雑所得と同じく、他の所得区分に該当しない所得を、いわば補充的に取り込んで分類したカテゴリと位置付けることができる⁽⁹³⁾。また、一時所得を偶発的な所得に限定しようとの考え方から、「労務その他の役務の対価としての性質を有しないもの」がその対象から除外されたのであるが⁽⁹⁴⁾、除外されたのが労務・役務の対価性を有するものに留まり、偶発性を持たない所得を包括的に除外するための整備は何らなされていない。そのため、一時所得は偶発的な所得に純化されているとまでは言えないのではないかと考えられるのである。この点、植松守雄氏は、一時所得に分類されている満期保険金や馬券の払戻しなどは、保険料の払込みや馬券代金の支払があって初めて受け取るものであって、いわば計画的、打算的な行為から生じた所得であ

(91) そもそも、この一時的・偶発的という要素については、その解釈上の具体的意味内容についてはあまり論じられてきておらず、判然としない状態にあると言えよう。例えば所得税基本通達 34-1 に一時所得に該当するものが例示されているが、国税庁職員による当該通達の解説を見ても、一時所得から除外されるものの除外理由が中心に解説されており、例示されたものが何故に一時的・偶発的な所得とされるかについてはあまり触れられていない（河合厚＝宮澤克浩＝阿瀬薫編・前掲注（76）215頁～216頁）。

(92) 一時所得が創設される以前は、「第9条第1項第8号に規定する所得（他の所得に該当しない所得）のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時所得」は非課税とされていた。

(93) 植松守雄・前掲注（64）65頁。

(94) この労務の対価性要件が追加される以前においては、例えば著述家及び作家以外の者が受ける原稿料などについても、一時的に生じた所得として一時所得に分類されていた（所得税基本通達（昭26直所1-1）145）。

るから、偶発的な所得とは言えない側面を有しているとの考え方を示した上で、一時所得の内容はあまり純化されていないのではないかとの指摘を行っている⁽⁹⁵⁾。また、岡村忠生教授も、これらの所得を「必ずしも一時的な収入ではない」と指摘し、一時性・偶発性に着目した従来の説明に疑問を呈しているところである⁽⁹⁶⁾。

したがって、一時性・偶発性という要素については、飽くまで一時所得を広く概観した場合に見られる特色として整理すべきと考えられ、これがある所得の一時所得該当性を決定付ける要素にまで昇華させて考えるのは適当ではないだろう。

(3) 一時所得該当性の判断要素

それでは、一時所得該当性を決定付ける要素はどこに求められようか。

所得税法第34条第1項からも明らかとなり、ある所得が一時所得であるためには、当該所得が利子所得以下の8種類の所得以外の所得であることを前提として、更にそれが、①営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得であること、②一時の所得であること、③労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得であることという三つの要件を具備していることが必要とされる。これらの要件のうちいずれかを欠いていれば、その所得は一時所得に該当しないことになり、更に利子所得ないし譲渡所得にも該当しない場合は、バスケット・カテゴリーである雑所得に分類されることになる。

したがって、一時所得該当性の判断は、この三つの要件をいかに解するかによることになるだろう。

① 「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得」

そこで、まず①の要件（「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得」であること）について検討するに、人造絹糸の先物取引に

(95) 植松守雄・前掲注(64) 65頁。

(96) 岡村忠生、渡辺徹也、高橋祐介共著『ベーシック税法〔第3版〕』146頁（有斐閣アルマ・2008年）。

よって得た所得が事業所得に該当するか一時所得に該当するかが争点となった事件（名古屋高裁金沢支部昭和43年2月28日判決⁽⁹⁷⁾）において、名古屋高等裁判所金沢支部が次のとおり判示している。

「所得税法第九条第一項第九号にいう「前各号以外の所得で営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」とは、右前各号に規定する如き、所得源泉を有する所得以外の所得の趣旨と解すべきであり、従って所得発生の基盤となる一定の源泉から繰り返し取得されるものは一時所得でなく、又逆に右の如き所得源泉を有しない臨時的な所得は一時所得と解するのが相当である。しかしながら或行為若しくは状態が所得源泉とみられるかどうかは、結局所得の基礎の源泉性、恒常性によって区別するよりほかはない。従って結局一時所得とは、・・・その所得が前各号に規定する定型的所得源泉を有する所得や、その他営利を目的とする継続的行為から生じたいわゆる所得源泉ある所得以外の所得を指すものであって、右所得源泉の有無は、所得の基礎に源泉性を認めるに足る継続性、恒常性があるか否かが基準となるものと解するのが相当である。」（傍点引用者）

この裁判例は、①の要件を「所得源泉を有する所得以外の所得」と解し、「所得源泉の有無」にその判断基準を求めている。そして、その「所得源泉の有無」については、「所得の基礎に源泉性を認めるに足る継続性、恒常性があるか否か」を基準に判断するという。上記裁判例は、人造絹糸の先物取引によって得た所得を事業所得と判断している関係上、上記の判示部分は傍論として述べられたものであるが、所得源泉説に立脚した所得概念が採用されていた時代において非課税とされていた所得を一時所得として課税対象に取り込んだ一連の経緯を考えれば、一時所得該当性の判断基準を「所得源泉の有無」に求める同裁判例の解釈は、

(97) 行集19巻1・2号297頁。なお、判例評釈として、須貝修一「先物取引による所得の性質」シュトイエル78号6頁（1968年）、広瀬時江「商品取引所の先物取引と事業所得について」税経通信23巻9号195頁（1968年）。

極めて自然なものであり、当然の帰結と言えよう。そして、「営利を目的とする継続的行為から生じた・・・」との規定ぶりからすれば、その「所得源泉の有無」を「所得の基礎の継続性、恒常性」に求めることも十分に首肯し得るところである。したがって、上記裁判例の解釈は妥当なものと考えられ、①の要件は、「所得源泉の有無」、すなわち「所得の基礎に源泉性を認めるに足る継続性、恒常性があるか否か」を基準に判断するのが適当と考えられる。よって、ある所得が所得源泉を有していると判断される場合は、当該所得は「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得」に該当せず、一時所得から除外されるものと考ええる。

なお、上記解釈にあたり、所得税法第34条第1項が「営利を目的とする継続的行為」と規定していることから、所得源泉を有するものと認められるためには、具体的・行動的な行為が必要なのかという問題がある。しかしながら、上記裁判例が、「或る行為若しくは状態が所得源泉とみられるかどうかは、結局所得の基礎の源泉性、恒常性によって区分するよりほかはない。」と判示するように、ある状態をもってしても所得源泉たり得るのであって、具体的・行動的な行為の有無は、所得源泉の有無の判断に影響しないものと考えられる。すなわち、所得者の具体的・行動的な行為なく得られた所得であっても、その基礎に継続性・恒常性が認められれば、当該所得は所得源泉を有しているものと考えられるであり、これは、例えば出入業者及び系列会社から供与された中元等の収入について、その所得区分が争点の一つとなった刑事事件（東京高裁昭和46年12月17日判決⁽⁹⁸⁾）において、東京高等裁判所が、「継続的行為とは、量的な概念ではなくて、質的な概念」であるとして、所得者の具体的・行動的な行為の有無を検討することなく、その所得者の置かれ

(98) 判例タイムズ276号365頁。なお、判例評釈として、島村芳見「出入業者及び系列会社から供与された中元、歳暮ならびに祝儀等の収入が雑所得と認定された事例」税務事例9巻10号12頁（1977年）。

た状況（地位・立場）に着目して継続的行為性を認定していることからもうかがうことができよう。

② 「一時の所得」

次に、「一時の所得」性についてであるが、所得税法上、この「一時」という文言は、所得税法第 34 条以外にも、例えば退職所得について定めた同法第 30 条第 1 項（「退職所得とは・・・その他の退職により一時に受ける給与・・・」）においても見ることができる。そして、勤続 5 年で支給された退職金名目の金員につき、その退職所得該当性が争われた事件において、最高裁昭和 58 年 9 月 9 日判決⁽⁹⁹⁾が、「「・・・その他の退職により一時に受ける給与」にあたるというためには、・・・(3)一時金として支払われること、との要件を備えることが必要」と判示していることにかんがみれば、所得税法第 34 条に規定する「一時の所得」についても、これと同様、「一時金として支払われた所得」を意味するものと解するのが自然と言えよう。したがって、一時金として支払われたものでない所得は「一時の所得」性を満たしているとは言えず、一時所得から除外されることになると考えられる。

なお、ある所得が一時金として支払われる場合であっても、所得の発生原因となる行為が継続して繰り返され、その結果、所得が連続して発生するようなケースもあり得よう。そのうち、各行為を個別に完結的に見るのではなく、全体を通して一連のものとして捉えるのが自然であるような場合にあっては、そこから生じた所得は、所得源泉有るものと解されている⁽¹⁰⁰⁾。例えば、名古屋高裁金沢支部昭和 43 年 2 月 28 日判決は、「一回的な行為としてみた場合所得源泉とは認め難いものであって

(99) 民集 37 卷 7 号 962 頁。

(100) なお、例えば競馬や競輪の払戻金などについては、その所得者が例え常連であったとしても、その行為は通常娯楽としての意味合いが強く、その行為ごとに完結していくものと見るのが自然であろう。したがって、これが所得源泉ある所得に昇華するケースは通常考え難く、所得税基本通達 34-1 (2) も競馬や競輪の払戻金等については一時所得として例示しているところである。

も、これが連続して継続行為となるに及んで所得源泉とみられるにいたる場合即ち所得が質的に変化する場合がありますことも否定することはできない」と判示し、控訴人が行った人造絹糸の先物取引について、その取引状況などから、これを一取引単位の完結行為としてではなく、継続性を有する一連の行為として、所得源泉あるものと判断している。また、東京高裁昭和46年12月17日判決も、「個別的・表面的にのみこれをみれば、一過的または一回限りの様相を呈するのであるが、よく全体的・実質的にこれをみれば、その趣旨および内容よりして、被告人の地位や職務を離れては全くあり得ないものであることが理解され、巷間人間において社交儀礼的になされる細やかな中元、歳暮、祝儀および香典の類いとは自ら異質のものであることが明らかであるばかりでなく、右のような諸供与は、これを各業者と被告人との年間における金品授受の関係として全体的に考察すれば、各目はそれが中元、歳暮、祝儀、餞別または香典であっても、決して唯だ一過性または一回限りのものではなくて、炯眼な業者らが敏感にそれぞれの機会を捉えては、被告人の愛顧や恩寵（ママ）を得るために、営々と反覆継続してなした供与の一環ないしは一駒にほかならないものということができるからである。」と判示しているところである。

そうすると、各行為を一連の行為として一体的・全体的に捉えるのが適当である場合にあつては、そこから生じる収入についても同様に、一体的・全体的に捉えるべきと考えられ、そのような場合にあつては、所得の非源泉性のみならず、一時の所得性についても否定されることになると思われる。

③ 「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得」

最後に③の要件（「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得」であること）であるが、第2章で述べたとおり、当該要件中の「資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得」との文言

は、法文の技術的な整備のために加えられたものであり、これによって一時所得の範囲に変更を生じせしめるものではない。したがって、ここでは特に「労務その他の役務の対価としての性質を有しない所得」（以下、「労務・役務の非対価性」という。）を中心に検討することとする。

「労務・役務の非対価性」の解釈において、まず重要となるのは、どのような行為が「労務・役務」に当たるのかという点である。そこで注目すべきは、「役務」がその範囲に含まれている点である。所得税法第34条第1項における「労務その他の役務」との規定ぶりからも明らかなように、この「役務」という文言は、「労務」より広い意味内容を持つ。そして、この「役務」という文言は、例えば法人税法第22条第2項においても用いられており、その意味内容は、労働的な行為に限らず、融資行為などもこれに含まれると解されているところである⁽¹⁰¹⁾。したがって、一時所得該当性の判断における「労務・役務」の範囲についても、労働的な行為に限定されず、例えば金銭の貸付行為や金銭の受入側による価値の利用を前提とした預金行為などもその範囲に含まれるものと考えられる。

次に、「労務・役務の対価」と認められるには、「労務・役務」と「給付」にどのような関係が認められる必要があるのか、という点も重要である。この点、先に見た東京高裁昭和46年12月17日判決は、この「労務・役務の非対価性」について、「役務の対価とは、狭く給付が具体的・特定の役務行為に対応・等価の関係にある場合に限られるものではなくて、広く給付が抽象的、一般的な役務行為に密接・関連してなされる場合をも含むものと解するのが相当である。」と判示し、また、東京地裁平成8年3月29日判決⁽¹⁰²⁾も、「一時所得を一時的、偶発的なものに限定しようとした所得税法の趣旨にかんがみれば、供与が具体的な役務行為に対応する場合だけでなく、一般的に人の地位及び職務に関連して

(101) 大阪高裁昭和53年3月30日判決（高裁民集31巻1号63頁）。

(102) 税務訴訟資料217号1258頁。

なされる場合も、偶発的とはいえものについては、対価性の要件を充たすと解するのが相当である。」と判示するなど、いずれの裁判例においても、労務・役務と給付との対価関係は広く解されているところである。また、一時所得ではないものの、「雇傭契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供された労務の対価として使用者から受ける給付」⁽¹⁰³⁾と解されている給与所得該当性の判断においても、例えば使用人等が使用者から得る結婚祝金などは、使用人等が行う具体的な労務行為とは必ずしもひも付き関係にはないものの、労務の提供を前提とする使用人等の地位に着目し、そこに抽象的な対価関係を見出すことによって、給与所得に分類されているところである（所得税基本通達 28-5）⁽¹⁰⁴⁾。このように「労務・役務」と「給付」における対価関係については、裁判例及び課税実務のいずれにおいても広く解されているところであり、「給付」が抽象的・一般的な「労務・役務」行為に密接・関連してなされれば、その対価性は首肯され得るものと考えられる。

したがって、③の「労務・役務の非対価性」要件については、抽象的・一般的な「労務・役務」行為が存在し、「給付」が当該「労務・役務」行為に密接・関連すると認められるか否かという点に着目して判断される必要があり、このような関係が認められる所得は一時所得から除かれるものと考えられる。

2 一時金等の一時所得該当性の検討

1における考察から、一時所得の該当性については、具体的には、①所得の基礎に源泉性を認めるに足る継続性、恒常性がないこと（所得の非源泉性要件）、②所得の支払われ方が一時金として支払われたものであること（一時

(103) 最高裁昭和56年4月24日判決（民集35巻3号672頁）。

(104) 所得税基本通達28-5は、「使用者から役員又は使用人に対し雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品は、給与等とする。」としている。

性要件)、③「給付」が抽象的・一般的な「労務・役務行為」に密接・関連しないものであること(役務の非対価性要件)、という点にあることが明らかになった。

そこで、以下においては、上記基準に照らして一時金等の一時所得該当性を検討することにより、その所得区分を考察することとする。

(1) 満期保険金の一時所得該当性について

第1章において確認したとおり、所得者が収受する満期保険金は、①貯蓄保険料の累積額と②それに付された利子相当額によって構成されている。このうち①の部分は、保険契約者が払い込んだ貯蓄保険料が保険会社において積み立てられた部分であって、これは②の部分を得るための元本となり、もう一つの構成要素である②の利子相当部分を生み続ける。そして、この元本及び利子相当部分は、解約権の行使によって保険期間中いつでも現金化することができる。このような所得構造を持つ満期保険金は、正に預貯金や定期積金の給付補てん金あるいは割引債の償還差益⁽¹⁰⁵⁾と近似した性質を持った所得と捉えることができるのであり、保険学説も、現在販売されている保険商品における生存保険部分、すなわち満期保険金を、保障の機能を喪失した限りなく貯蓄に等しい所得と説明しているところである⁽¹⁰⁶⁾。そうすると、満期保険金は、保険期間を通して継続的に発生・増加を続けた資産を基礎とする所得と言え、預貯金などと同様、その基礎に源泉性を認めるに足る継続性、恒常性を有しているものとして整理するの

(105) かつて大蔵省主税局は、「生命保険契約の保険期間の満了により取得する生命保険金については、現在一時所得として課税されているが、これと同一の性質を有する所得であると認められる公社債の償還差益、定期積金の給付補てん金については、現在、雑所得として課税している権衡からも、生命保険一時金についてはこれを雑所得として課税することが適当である。」と述べている(大蔵省税制一課「生命保険料及び生命保険課税に関する改正事項」(昭和38年12月24日))。

(106) 純粋な生存保険は存在しておらず、現在販売されている商品で生存保険金(満期保険金)を有するものは、いずれも生死混合保険として販売されている。その結果、生存保険金を構成する保険料積立部分は、死亡した場合においても死亡保険金に包含されて支払われることになるため、満期保険金を構成する保険料積立金部分は生死に関わらず必ず支払われることになる(國崎裕・前掲注(14)164頁～165頁)。

が適当と考えられる。

また、役務の非対価性要件についても、保険契約者における貯蓄保険料の支払行為は、金銭の受入側である保険会社による投資・運用という価値の利用を前提とした積立（預金）行為と言え、そこに「労務・役務」行為を見出すことは、十分に可能と考えられる。そして、満期保険金の純所得部分とも言える利子相当額は、その価値利用の対価として支払われたものと観念することができることから、「労務・役務」行為に密接・関連して支払われたものと言え、役務の対価としての性質を有していると考えられる。この点、岡村忠生教授も、保険金における対価性については否定できない旨指摘しているところである⁽¹⁰⁷⁾。

以上によれば、満期保険金は、一時所得該当性の要件のうち、一時性要件は満たしているものの、所得の非源泉性要件と役務の非対価性要件については満たしておらず、よって一時所得に分類するのは適当ではない。そして、満期保険金は預貯金に近似した所得構造を有しているものの、法的に所得税法第 23 条第 1 項に限定列举された「公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得」に該当しないことから、利子所得にも該当しない。さらに、これは配当所得（所得税法第 24 条）ないし譲渡所得（所得税法第 33 条）のいずれの所得にも該当しないことから、雑所得に分類するのが適当と考えられる。

なお、上記の解釈については、「満期保険金は満期時点における被保険者の生存という偶発的事実に基づき実現する所得であるから、所得源泉有りとするのは適当ではない」といった反論や、保険契約の長期性に着目し、「満期保険金は保険期間を通して長期間に発生した利子（運用益）が一時に実現したものであるから、平準化措置が必要であり、2分の1課税を採る一時所得に分類すべきである」といった反論が予想される。

(107) 岡村忠生、渡辺徹也、高橋祐介共著・前掲注(96) 146頁。

しかしながら、一つ目の反論については、そもそも被保険者の生存を偶発的なものと捉えること自体に問題があると思われるが⁽¹⁰⁸⁾、その点を置くとしても、一時所得該当性の判断基準となる所得源泉の有無は、実現した所得の基礎に何があるかという点に着目して判断されるべきものであって、タックス・イベントの偶発性に着目してなされるべきものではない。土地の譲渡による所得を例に見ても、譲渡行為（タックス・イベント）がたとえ偶発的な事情によって行われたとしても、その譲渡行為により実現した譲渡所得は、土地の保有によるキャピタル・ゲインを基礎としているのであって、これを所得源泉なき所得と評価することはできないだろう。満期保険金の場合も、いつでも実現し得る「未実現の利得」が継続的に発生する状態が認められ、しかもそれが満期保険金の基礎（構成要素）となる以上、実現した所得は所得源泉を有するものと解するのが自然であり、タックス・イベントの偶発性から所得源泉なしと整理するのは適当ではない。タックス・イベントが偶発性を有するからといって、必ずしも所得源泉なしとはならないのであり、一つ目の反論は、所得源泉の有無の判断において当てるべき照準がずれているものと言えよう。

また、二つ目の反論であるが、満期保険金を雑所得に分類し、総合課税により課税した場合は、確かに生命保険契約の長期性から束ね効果が生じよう。しかしながら、束ね効果が発生することに対する考慮は、所得区分を決した後に議論されるべきものあって、平準化の必要性から所得区分を考えるというプロセス、すなわち2分の1課税という一時所得の効果の必要性から所得区分を考えるのは、本末転倒と言える。この束ね効果の問題は、所得区分の問題とは次元の異なる問題なのであり、当該反論は満期保険金の雑所得該当性を否定する理由にはならないものと考えられる。

(108) 平成11年から平成13年における死亡率実績に基づき作成された「生保標準生命表2007年」によれば、死亡率は63歳ではじめて1%を超え、5%を超えるのも79歳である。

(2) 死亡保険金の一時所得該当性について

死亡保険金は、①死亡時まで蓄積された貯蓄保険料の累積額、②それに付された利子相当額、③危険保険料により保障される危険保険金という三つの要素で構成されており、満期保険金と同じ貯蓄的要素（①及び②の構成要素）を内包している。そして、この①・②部分については、先に検討したとおり、所得の非源泉性要件と役務の非対価性要件を満たしていないと考えられることから、一時所得ではなく、雑所得として整理するのが適当と考えられる。なお、この①・②部分（雑所得部分）は、死亡保険金に内包されて支払われることから、その額をいかに識別するかという問題がある。これについては、先に述べたとおり、保険契約者価額（保険契約者が保険料積立金に対して有する権利の価額）を計るものとして解約返戻金相当額が最適と考えられることから、「死亡時点における解約返戻金相当額」をもって雑所得の収入金額を計るのが適当と考えられる。

一方、③の危険保険金部分は、いわば各保険契約者が支払った危険保険料が死亡事故の発生した保険契約者に移転したものであり、渋谷雅弘教授いわく、「保険というギャンブルにおける敗者から勝者への経済的価値の移転」とも言える部分である⁽¹⁰⁹⁾。したがって、この部分は、①・②部分とは異なり、正に死亡事故があつて初めて発生する所得であつて、その基礎に継続性・恒常性を認めるに足る所得源泉があるとは言えない。また、危険保険料の支払は、他の保険契約者への移転を前提とした支払であつて、そこに「保険会社の価値（危険保険料）の利用」は存しない。仮に保険会社が移転作業を行うことを捉え、これを「保険会社の価値（危険保険料）の利用」と観念したとしても、所得者が収入した危険保険金部分は、生命保険の相互扶助の関係、いわゆる「持ちつ持たれつ」といった関係によりもたらされたものであるから、そのような「給付」を「労務・役務の対価」

(109) 渋谷雅弘・前掲注(6) 115頁～116頁。なお、これは危険保険金の所得発生構造に着目した経済的実質面からの見方であり、現実には、保険契約特有の強行法規整が妥当することにより賭博性が阻却されているものと考えられる（山下友信・前掲注(3) 72頁～73頁）。

と捉えることは困難であると考えられる。そうすると、③の危険保険金部分については、所得の非源泉性要件、一時性要件及び役務の非対価性要件をいずれも満たしている所得と言え、一時所得として整理するのが適当と考えられる。

ところで、上記解釈は、死亡保険金という収入が、理論的には二つの異なる性質部分を有していると判断されることに基因するものであるが、死亡保険金をその異なる性質部分に応じて一時所得部分と雑所得部分に分けて課税することは、果たして適当と言えるのであろうか。

複数の性質を併せ持つ収入は、死亡保険金以外にも数多く見られるところ、これをその性質ごとに細分化して所得区分することは、その区分の困難性から、所得者の意思による無制限・無秩序な所得区分を招きかねない。したがって、課税実務においては、例えば不動産所得と事業所得（又は雑所得）の性質を併せ持つと考えられる下宿による収入のように、ある収入が異なる性質を併せ持っている場合であっても、原則として二者択一の方法が採られているところである⁽¹¹⁰⁾。

しかしながら、二者択一の方法がすべての場合において最も合理的な方法として妥当する訳でもないだろう。例外的に、ある収入を二以上の所得に区分して課税の方が合理的である場合もあり得るものと考えられる。例えば、金子宏教授は、固定資産として長期間保有していた土地に販売目的をもって造成し、これを譲渡した場合には、その譲渡益の中に譲渡所得と事業所得（又は雑所得）の両要素が含まれていることから、その全体を事業所得（又は雑所得）として課税するのは妥当ではなく、譲渡所得と事業所得（又は雑所得）に分けて課税すべきであるとの主張をされている⁽¹¹¹⁾。この手法は、二重利得法と呼ばれ、裁判例においても、固定資産として長期間保有していた土地に販売目的で造成等を行った後に譲渡した事件（松

(110) 例えば、所得税基本通達 26-4 は、不動産所得と事業所得（又は雑所得）の性質を併せ持つ下宿の所得区分について、「下宿等のように食事を供する場合の所得は、事業所得又は雑所得とする。」と規定している。

(111) 金子宏・前掲注(74)『租税法〔第13版〕』204頁参照。

山地裁平成3年4月18日判決)⁽¹¹²⁾で支持されているところであり、課税実務においても、長期間保有していた土地に区画形質の変更等を加えて譲渡した場合に、この手法が選択的に認められているところである(所得税基本通達33-5)⁽¹¹³⁾。したがって、この二重利得法における所得の二分化の手法は、法的にも実務的にも支持されているものと言えよう。

そこで、死亡保険金の課税において、このような手法が妥当するかについて検討するに、所得の二分化の問題は、先に述べたとおり、その区分の困難性にあると考えられる。この点、先に見た二重利得法は、「区画形質の変更」をした時点を境に、その変更前に発生していたキャピタル・ゲイン全体を譲渡所得に、変更後に発生した部分全体を事業所得(又は雑所得)に分類するものであり、所得が内包する異質部分を時間を機軸に分けたものと言える。これは、同一時点において異なる性質部分が混在して発生し続ける下宿による収入などとは異なり、その区分は客観的であり、納税者による無秩序な所得区分をもたらす心配もない。したがって、時間を機軸に異質部分を分けることが可能か否かという点は、所得の二分化の可否を考える上で、一つのメルクマールになるものと考えられる。この点、先に検討した死亡保険金の所得区分は、死亡事故発生時まで発生した貯蓄部分全体を雑所得に、死亡事故発生時点で発生した危険保険金全体を一時所

(112) 訟務月報37巻12号2205頁。同判決は、「・・・その土地等の譲渡による所得は、右加工を加える前に潜在的に生じていた資産の価値の増加益に相当するものが相当部分含まれている・・・右加工に着手する時点までの資産の価値の部分に相当する所得を譲渡所得とし、その他の部分を事業所得又は雑所得とするのが相当である。」と判示しており、控訴審である高松高裁平成6年3月15日判決(税務訴訟資料200号1067頁)、その上告審である最高裁平成8年10月17日第三小法廷判決(税務訴訟資料221号85頁)とともに原審の判断を維持している。

(113) 所得税基本通達33-5は、「土地、建物等の譲渡による所得が33-4により事業所得又は雑所得に該当する場合であっても、その区画形質の変更若しくは施設の設置又は建物の建設(以下この項において「区画形質の変更等」という。)に係る土地が極めて長期間引き続き所有されていたものであるときは、33-4にかかわらず、当該土地の譲渡による所得のうち、区画形質の変更等による利益に対応する部分は事業所得又は雑所得とし、その他の部分は譲渡所得として差し支えない。この場合において、譲渡所得に係る収入金額は区画形質の変更等の着手直前における当該土地の価額とする。」と規定しており、二重利得法的な考え方が採られている。

得に区分するものであり、死亡事故発生時点を境に所得を二分したものと
言える。したがって、死亡保険金の所得区分を考えるに当たり所得の二分
化の手法を用いることは、二重利得法の場合と同じく許されるものと考え
られる。現在販売されている生命保険商品の死亡保険金に占める貯蓄（投
資）的機能部分と保障的機能部分の割合は千差万別であって、死亡保険金
を無理に一つの所得区分に縛るのは適当ではない。死亡保険金の所得区分
を二分化する上記の解釈は、保険商品の多様化に対応するためにも必要と
考えられ、課税の中立・公平性の観点からも妥当性を持つと考えられる。

（3）解約返戻金の一時所得該当性について

解約返戻金は、①解約時における貯蓄保険料の累積額と②それに付され
た利子相当額とで構成されている。これは先に検討した満期保険金の構成
要素と同じであり、その所得発生構造も同じであることから、その所得区
分についても同様に考えることができる。

したがって、解約返戻金は、満期保険金の場合と同じく、所得の非源泉
性要件と役務の非対価性要件を満たしていない所得として、一時所得では
なく、雑所得として整理すべきと考えられる。

3 小 括

以上のとおり、一時所得該当性の判断は、①所得の非源泉性要件（所得の
基礎に源泉性を認めるに足る継続性、恒常性がないこと）、②一時性要件（一
時金として支払われたものであること）、③役務の非対価性要件（労務・役務
行為との対価性を首肯し得る関係が認められないこと）に着目してなされる
必要があり、いずれを欠いても一時所得に該当しないことになる。そして、
上記判断基準に従い一時金等の所得区分について検討した結果、満期保険金
及び解約返戻金は雑所得に、死亡保険金は、死亡時の解約返戻金相当額を雑
所得に、危険保険金相当額を一時所得に分類するのが適当であると結論付け
た。

上記分類は、生命保険の基礎をなす保険数理、保険会計の観点から、一時

金等の構成要素・発生構造等を分析し、その源泉及び性質をより精緻に捉えた結果、導き出されたものである。上記の取扱いは、従来の取扱いと比べ複雑なものではあるが、生命保険商品の貯蓄・投資化、多様化が進んだ現状にあっては、保障的機能にのみ着目した従来の取扱いでは、一時金等の性質を所得区分に正しく反映させることはできないと考えられる。生命保険商品における貯蓄・投資化、多様化の流れは、今後も更に進むと考えられ、ここで検討したように、一時金等の性質・構造を精緻に捉えて所得区分を行うことが必要になると考えられる。

第2節 所得計算（控除すべき金額の検討）

生命保険契約に基づき保険契約者が支払う保険料は、大きく①他の保険契約者に移転される危険保険料、②保険会社において積み立てられる貯蓄保険料、③保険経営の諸費用に充てられる付加保険料で構成されており、更に入院給付特約などの特約が付されている場合は、④特約料がこれに含まれることになる。

ところで、所得税法施行令第183条第2項は、「保険料の総額」、すなわち危険保険料、貯蓄保険料、付加保険料及び特約料を一律に一時金等の所得金額の計算上控除する旨規定している。先に述べたとおり、この規定は、一時金等が他の一時所得と比べて所得発生の様態を著しく異にしていることから設けられた特別規定であるが、収入した一時金等と対応しない支出が過剰に控除されている点が指摘されているところであり⁽¹¹⁴⁾、特に特約に係る給付（入院給付金など）の多くが非課税であることにかんがみれば、これは見過ごすことができない問題と言えよう。

そこで、本節においては、一時金等の所得金額の計算上控除すべき保険料について、収入との対応関係を中心に検討することとする。

(114) 渋谷雅弘・前掲注(6) 119頁。

1 収入から控除すべき金額の意義

(1) 必要経費の意義

現行所得税法は、不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得について、収入金額から必要経費の控除を認めている（所得税法第 37 条）。この必要経費の控除は、所得を得るために投下した資本の回収部分にまで課税が及ぶことを避ける目的を有しており、原資を維持しつつ拡大再生産を図るといふ資本主義経済の要請に応えるためのものである⁽¹¹⁵⁾。具体的には、別段の定めがあるものを除き、売上原価その他収入を得るために直接要した費用及びその年における販売費、一般管理費その他所得を生ずべき業務について生じた費用が、必要経費として控除されることになる（同法同条第 1 項）。

この必要経費について規定した所得税法第 37 条第 1 項は、法人税法第 22 条第 3 項 1 号及び 2 号に対応するものであり、多くの場合、その考え方も法人税法に一致する。しかしながら、個人の場合は、所得の稼得主体であると同時に消費主体でもあり、よって消費生活上の経費である家事費、更には経費と家事費との性質を併有する家事関連費をも支出する。そのため、個人における必要経費の範囲を検討する際には、この家事関連費に特に注意する必要がある。明らかな家事費は消費支出であって、所得の減額要素にはならないのであるが、収入を得るための投下資本としての性質を併せ持つ家事関連費については、これをどのように扱うかによって、その所得金額に差が生じるのである。

この点、現行所得税法は、このような二面性を持つ家事関連費について、①主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつ、②必要部分を明らかに区分できる場合に限り、当該必要な部分の必要経費への算入を認めている（所得税法第 45 条第 1 項 1 号、所得税法施行令第 96 条）⁽¹¹⁶⁾。この家事関連

(115) 金子宏・前掲注 (74) 『租税法 [第 13 版]』 229 頁～230 頁。

(116) なお、青色申告者の場合は、取引記録に基づいて業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額について必要経費の算入が認められる（所得税法

費については、課税実務においてその取扱いが緩和されていることから、実質的な判定は、業務の遂行上必要な部分を明らかに区分することができるかによられているのであるが（所得税基本通達 45-2）⁽¹¹⁷⁾、業務の遂行上必要な部分を明らかに区分できない場合は、その支出全体の必要経費算入が否定されることになることから、ある意味、この家事関連費の取扱いは、控除を認める投下資本の回収部分を厳しく見るものと言える。しかしながら、これは個人が消費主体であるがゆえの「家事費混入の警戒」とも言え、業務の遂行上必要な部分とそうでない部分を課税庁側において区分することが困難であることを併せ考えれば、当該取扱いは合理性を有するものと考えられる。

(2) 一時所得の計算における「収入を得るために支出した金額」の意義

一方、不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得以外の所得については、必要経費という形での控除は認められていない。しかしながら、これらの所得についても投下資本の回収部分は存在し得るのであり、個別に控除すべき金額の範囲を定めることによって、実質的には当該部分の控除が認められているところである⁽¹¹⁸⁾。

この点、一時所得については、「収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）」を控除する旨規定することによって、収入を得るための投下資本の回収部分の控除を認めている（所得税法第 34 条第 2 項）。

施行令 96 条 2 号)。

(117) 課税実務においては、「主たる部分が業務の遂行上必要」であるかどうかの判定をその支出する金額のうち当該業務の遂行上必要な部分が 50% を超えるかどうかによることとしつつ、これが 50% 以下であっても、その必要である部分を明らかに区分することができる場合は、当該必要である部分の必要経費算入を認めることとしている（所得税基本通達 45-2）。この取扱いは、青色申告者には「主たる部分」という制約がないことから、「主たる部分が業務の遂行上必要といえないとしても、必要部分が区分できる場合には白色申告者だからといって必要経費算入を認めないとするのは不合理となる」ためと説明されている（河合厚＝宮澤克浩＝阿瀬薫編・前掲注 (76) 438 頁～439 頁）。

(118) 水野忠恒・前掲注 (62) 229 頁～230 頁。

しかしながら、その範囲については、第2章において確認したとおり、一時所得の場合にあっては、「収入を得るために支出した金額」には多かれ少なかれ消費支出としての側面があると考えられることから、収入との厳格な個別的対応関係が要求されており、収入を生んだ支出に限って控除する建前が採られている。すなわち、これは一時所得が消費支出からも生じ得る性質の所得であることにかんがみ、一時所得からの家事費及び家事関連費の控除を否定しない代わりに（所得税法第45条第3項）、厳格な収入・支出の個別的対応関係を求めているものと考えることができよう。このような厳格な個別的対応関係が求められる結果、例えば、競馬の払戻金に係る一時所得の金額の計算において、外れ馬券の購入費用は当たり馬券のために費やした投下資本ではないかとの主張もあり得るものの、実際に控除が認められるのは、その収入金額と直接結び付く当たり馬券の購入代金に限られることになるのである⁽¹¹⁹⁾。

2 一時金等についての検討

先に述べたとおり、保険契約者が支払う保険料は、危険保険料、貯蓄保険料、付加保険料及び特約料に分解することができた。これは、保険数理・保険会計の考え方に基づき、支払保険料をその使途・目的に従って分解したものであるが、これら各保険料部分が果たす機能・役割は全く異なるものであることから、第1節において検討したとおり、収入した一時金等の性質等を精緻に捉えるならば、その対応関係を考えるに当たり、上記分解は不可欠と考えられる。

したがって、以下においては、支払保険料を危険保険料、貯蓄保険料、付加保険料及び特約料に分解した上で、その経費（収入を得るために支出した金額）性について検討することとする。

(119) 水野忠恒・前掲注(62) 230頁。

(1) 満期保険金の場合

第1節において、満期保険金は、①満期時における貯蓄保険料の累積額と②それに付された利子相当額とで構成されており、雑所得に分類するのが適当であると結論付けた。

ところで、先に見たとおり、雑所得の金額は、収入金額から必要経費を控除して算出されるものであるところ、生命保険は多かれ少なかれ「生活上のリスク回避」といった保障的機能を有していることから、その支払保険料に家事費としての側面があることに疑いの余地はない。そうすると、当該支払保険料は家事関連費に該当するものと考えられ、支払保険料のうち必要経費として控除され得る部分は、業務の遂行上必要なものとして明らかに区分することができる部分に限られることになる。

そこで、満期保険金の必要経費について検討するに、まず、貯蓄保険料は、それ自体が満期保険金の構成要素であるとともに、もう一つの構成要素である利子相当額を生む元本となる。したがって、貯蓄保険料が収入を得るための投下資本として機能していることに疑いの余地はなく、これは満期保険金を得るために必要な支出と観念することができることから、満期保険金の所得金額の計算において控除されるべきものと考えられる。

一方、危険保険料は保障的機能に、特約料は特約に係る支出であって、これらは貯蓄（投資）的機能が発現して得られた満期保険金に対応するものではない。満期保険金を収入した場面においては、危険保険料と特約料は、対応する所得を生むことなく保障的機能や特約による効果を楽しむのに消費されたものと整理することができるのであり、対応関係にない満期保険金からは控除すべきでないと考えられる。

また、付加保険料については、これは保険経営の諸費用に充てられるものであり、生命保険の保障的機能と貯蓄（投資）的機能の両機能にまたがる支出と言える。よって、その中には満期保険金に対応するものも含まれ

ていると考えられるが⁽¹²⁰⁾、そこから当該部分を合理的に算出することは極めて困難である。前述のとおり、所得税法上、所得の稼得に必要な部分を明確に区分することのできない支出は必要経費算入が否定されており、よって、現状においては、付加保険料を満期保険金の必要経費に算入することは困難であると考えられる（ただし、今後、保険会社の協力等により合理的な区分が可能となれば、貯蓄（投資）的機能に対応する部分の控除が認められることになろう。）。

以上により、満期保険金の所得金額の計算において控除されるべき支払保険料は貯蓄保険料部分に限られ、危険保険料、特約料及び付加保険料については控除できないものとする。

（２）死亡保険金の場合

一方、死亡保険金については、①死亡時における貯蓄保険料の累積額と②それに付された利子相当額のほか、③危険保険料により保障される危険保険金で構成されており、第１節において、①・②部分は雑所得に、③部分は一時所得に分類するのが適当であると結論付けた。

そこで、死亡保険金から控除すべき保険料について検討するに、貯蓄保険料は貯蓄（投資）的機能に、危険保険料は保障的機能に対応する支出であるから、死亡保険金を収入した場合においては、貯蓄保険料は貯蓄（投資）的機能が発現して得られた①・②部分（雑所得部分）から、危険保険料は保障的機能が発現して得られた③部分（一時所得部分）から控除すべきと考えられる。

なお、危険保険料については、保険会社において積み立てられることなく、その年度ごとに他の保険契約者に移転され、清算されることから、過去に支払った危険保険料は、当年に収入した③部分と個別の対応関係がないとする考え方、すなわち、保険期間を年度ごとに区切って対応関係を考えるべきとの意見もあり得よう。この考え方によれば、③部分と個別の対

(120) 渋谷雅弘・前掲注（６）118頁。

応関係にあるのは、当年において支払った危険保険料に限られることになる。しかしながら、生命保険契約においてあらかじめ保険期間が定められている点を考えれば、保険期間を年度ごとに区切って対応関係を考えるのは適当ではなく、保険期間の終了までを一体のものとして見るのが、自然かつ実質に則していると言えよう⁽¹²¹⁾。したがって、支払った危険保険料全額を③部分から控除するのが適当と考えられる。

次に、付加保険料について検討するに、これは生命保険の保障的機能と貯蓄（投資）的機能の両機能に対応する支出であるから、この付加保険料は、その両機能が発現して得られた死亡保険金の所得金額の計算において控除されるべきものと考えられる。しかしながら、付加保険料がどのような割合で両機能に対応するのかは判然としない。そこで、この付加保険料をいかに死亡保険金から控除するかが問題となるが、死亡保険金を稼得した場合にあっては、各機能に対応する収入が金銭的価値をもって現れることから、付加保険料についてもこれに対応させる形で、雑所得部分の収入金額と一時所得部分の収入金額の割合をもってあん分し、各部分からそれぞれ控除する方法が考えられる。真実の対応関係は不明ではあるものの、各機能に対応する収入が金銭的価値をもって現れる以上、付加保険料をその割合と同じの割合で対応するものとみなしてあん分計算を行うことも、一応の合理性を有するものと考えられよう。

また、満期保険金の所得金額の計算の際に付加保険料を控除しないこととしたバランスを考え、雑所得部分からは控除せず、家事関連費の規定の及ばない一時所得部分からその全額を控除する方法も考えられる。なお、この方法については、雑所得の必要経費に当たるものを一時所得から控除するものであって適当でないといった反論も予想されるところであるが、実際にはその区分の困難性から雑所得の必要経費に当たる部分の存在についても不明確な状態にあるのであるから、明らかに雑所得の必要経費にな

(121) 終身保険についても、死亡時点を終期とする保険期間があらかじめ定められているものと考えられる。

るものを一時所得から控除するケースと同列に考えるのは適当ではないだろう。付加保険料が収受した死亡保険金と対応関係にある以上、当該支出はその所得金額の計算において考慮されてしかるべきであり、これを一時所得部分に対応するものとみなして一時所得部分から控除する方法を採ることも、立法上、許されるものと考ええる。

最後に、特約料については、これは一時金等とは異なる特約に係る保障を得るための支出であるから、雑所得部分及び一時所得部分のいずれにも対応しない支出と言え、死亡保険金から控除すべきではないと考えられる。

以上の整理によれば、死亡保険金の所得金額の計算上控除される支払保険料については、雑所得部分からは貯蓄保険料と当該部分に対応する付加保険料を、一時所得部分からは危険保険料と当該部分に対応する付加保険料を控除すれば足りると考えられ（付加保険料については、そのすべてを一時所得部分から控除する方法も考えられる。）、特約料については控除すべきでないと考ええる。

(3) 解約返戻金の場合

解約返戻金は、満期保険金の場合と同じく、①解約時における貯蓄保険料の累積額と②それに付された利子相当部分とで構成されており、雑所得として整理することができた。そして、そこから控除すべき金額についても、満期保険金の場合と同様に考えることができ、貯蓄保険料のみを控除すれば足りると考えられる。

3 小 括

現行法においては、一時金等に係る所得金額の計算上、保険料の総額を一律に控除することとされているのであるが(所得税法施行令第183条第2項)、上記のとおり、保険料の総額の中には収入した一時金等と対応しない部分が含まれているのであり、その対応しない部分を含めて控除することは適当とは言えない。一時金等の所得金額の計算規定において過剰な控除を許すことは、他の所得との不公平を生むばかりか、生命保険商品の規模から国庫に与

える影響も大きいものと考えられる。

したがって、一時金等の所得金額の計算においても、収入した一時金等と対応するもののみを控除すべきと考えられ、上記で検討した計算方法を採用するための整備が必要と考える。

第3節 課税方式

本節では、これまでの検討結果を踏まえ、他の金融所得との中立性の観点から、一時金等に対する課税方式について検討することとする。

1 中立性の問題

現在、利子所得をはじめ、これに類似する金融類似商品⁽¹²²⁾には、金融資産の選択に対する税制の中立性の確保の観点から、15パーセントの比例税率による源泉分離課税制度⁽¹²³⁾が導入されている。この課税方式は、所得税が基本とする総合累進課税方式⁽¹²⁴⁾とは全く異なる課税方式であることから、一時金等に対する課税においても、他の金融所得との課税の中立性の確保の観点から、源泉分離課税制度の導入が検討されてしかるべきである。

ところで、租税法における課税の中立の概念は、基本的には公平性という概念に置き換えて理解し得るものと説明されてきた⁽¹²⁵⁾。しかしながら、現実には、公平性の概念とは明確に切り離された「税制が経済活動上の選択を

(122) 定期積金、相互掛金、抵当証券、金貯蓄口座、外貨建定期預金、保険期間が5年以下の一時払養老保険などがこれに該当する（租税特別措置法41条の10、所得税法174条3号ないし8号）。

(123) 同制度は、利子所得の発生の大量性及びに元本たる金融商品の多様性及び浮動性等に鑑みて、昭和62年所得税法等改正により導入されたものである。

(124) 総合累進課税制度は、担税力に応じた公平な税負担の配分という要請に最もよく適合するものと考えられている（金子宏・前掲注（74）『租税法〔第13版〕』75頁～76頁、156頁、159頁）。

(125) 田中治「租税における中立の法理」日税研論集第54号『公平・中立・簡素・公正の法理』66頁（税務研究センター・2004年）。

歪めない」という経済学上の中立の概念が持ち込まれることが多く⁽¹²⁶⁾、上記金融類似商品への源泉分離課税の拡大も、この経済学における中立性の確保がその中心にあったものと言える。経済活動が所得を生む大きな源泉であることにかんがみれば、税制の構築にあたり「経済活動上の選択を歪めない」という中立性を確保することは非常に重要であり、このような課税の中立性への配慮は当然のものと考えられよう。しかしながら、金融商品という形式のみに着目して源泉分離課税制度を導入したとすれば、我が国の所得税が基礎とする累進税率による課税ベースは縮小し、その結果、垂直的公平性が十分に保てなくなる恐れがある。したがって、ここでの中立性の確保の要請は、公平の要請と相反する面を併せ持っていると言えるのであり⁽¹²⁷⁾、よって、一時金等への源泉分離課税制度の導入は、課税の公平性ととの均衡を図りつつ、慎重になされる必要があると考える。具体的には、一時金等の性質を十分に斟酌した上で、その把握・捕捉といった執行面や保有階層などを総合的に捉えた上で決せられる必要があると考えられる⁽¹²⁸⁾。

2 一時金等に対する課税方式の検討

そこで、一時金等のあるべき課税方式について検討するに、第1節で検討したとおり、生命保険商品は大きく貯蓄（投資）的機能と保障的機能を有しており、そこから得られる一時金等についても、貯蓄（投資）的機能が現れた部分（雑所得部分）と保障的機能が現れた部分（一時所得部分）に区別することができた。そして、貯蓄（投資）的機能が現れた雑所得部分は、預貯金、定期積金の給付補てん金、割引債の償還差益⁽¹²⁹⁾などと近似した構造・

(126) 田中治・前掲注 (125) 68 頁。

(127) 田中治・前掲注 (125) 66 頁。

(128) 水野忠恒・前掲注 (62) 159 頁。

(129) かつて大蔵省主税局は、「生命保険契約の保険期間の満了により取得する生命保険金については、現在一時所得として課税されているが、これと同一の性質を有する所得であると認められる公社債の償還差益、定期積金の給付補てん金については、現在、雑所得として課税している権衡からも、生命保険一時金についてはこれを雑所得として課税することが適当である。」と述べている（大蔵省税制一課「生命保険

性質を有しており、一方、保障的機能が現れた一時所得部分は、正に真の保険部分とされる部分（相互扶助関係が色濃く現れた部分）、すなわち保険が保険たる所以とされる部分と言うことができた。そうすると、他の金融商品と競合する関係にあると認められるのは、前者の貯蓄（投資）的機能が現れた部分、すなわち雑所得として整理した部分に限られるのであって、後者の一時所得部分については、他の金融商品との課税の中立性を確保する必要はないものと考えられる。したがって、源泉分離課税制度の導入が検討されるべきは、雑所得として整理した部分に限られることになる。

そこで、この雑所得部分への源泉分離課税制度の導入について検討するに、まず、所得の把握・捕捉面については、近年における金融工学の進展や取引の電子化・グローバル化によって、源泉分離課税が導入された当時以上に大量性、多様性、浮動性といった要素が強くなっており、税制調査会「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民参加と選択－」（平成12年7月）いわく、「納税者番号制度等の所得捕捉体制が整備されていない現状では、実質的な課税の公平確保のみならず、課税費用・手続面の制約を考慮して、分離課税の維持が適当」なのであり、この状況は現在も変わりないと言える。

そして、生命保険商品の保有階層については、その世帯加入率が87.5パーセント⁽¹³⁰⁾に上ることからも明らかのように、生命保険商品は各階層に広く普及した一般的な金融商品と言うことができ、特定の層においてのみ見られるような特殊な商品ではない。

また、執行面については、これまでに検討した一時金等に係る所得金額の計算は、専門的な保険数理・保険会計に基づくものであり、その結果、複雑な計算が必要になるのであるが、所得税の確定申告が必要となるケースの大部分を占めると考えられる満期保険金及び解約返戻金を収入した場合に源泉分離課税制度を導入することによって、多くの納税者が複雑な所得計算から

料及び生命保険課税に関する改正事項」（昭和38年12月24日）。

(130) 生命保険文化センターホームページ「18年度生命保険に関する全国実態調査」
<http://www.jili.or.jp/press/2006/pdf/06-5.pdf> 参照。

解放され、申告手続が不要となる。そして、確定申告が必要となる場合（死亡保険金を収入した場合）にあっても、納税者は源泉分離課税の対象とされなかった部分を一時所得として申告すれば足り、そこから控除する保険料についても、現行の「生命保険契約等の一時金の支払調書」の記載事項の改正⁽¹³¹⁾と所得税法第 225 条第 2 項における支払通知書制度の拡充を併せて行うことにより、容易に算出できるものとする。したがって、雑所得部分への源泉分離課税制度の導入は、申告手続の簡素化にもつながるものと考えられる。

さらに、雑所得部分への源泉分離課税制度の導入は、生命保険契約の長期性から生ずる束ね効果問題の解消にもつながると考えられる。すなわち、雑所得部分は、長期間にわたって発生し続けた利子相当部分がタックス・イベントの発生により一時に実現したものであるから、これを総合累進課税とした場合、所得の束ね効果（高い税率での課税）が生じるのであるが、比例税率による源泉分離課税制度を導入することによって、この問題は解消されることになるのである。

以上のとおり、一時金等の置かれた状況、保有階層及び執行面などを総合的に考えると、雑所得部分に源泉分離課税制度を導入する意義は大きく、雑所得部分への源泉分離課税制度の導入は妥当なものと考えられる。

ところで、税制調査会の下に設置された金融小委員会がまとめた「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」（平成 16 年 6 月 15 日）においても、保険商品の課税方式の問題が採り上げられており、ここでは、①死亡保険金は、その保障的機能から他の金融所得との中立性を求める必要はない、②満期保険金や解約返戻金など満期時又は解約時までの保険料の運用成果と見得る場合は、他の金融所得との中立性を確保する必要から 20 パーセント（うち地方税 5 パーセント）の分離課税の検討が必要である、との見解が示

(131) 現行の規定（所得税法施行規則第 86 条）においては、支払の確定した生命保険金等の金額や第 2 章第 2 節 2 (2) で述べた現行の計算方法の下で控除されることになった保険料の額等を支払調書に記載することとされている。

されている。これは、生命保険の保障的機能と貯蓄（投資）的機能といった性質に着目して課税の中立性の確保を図ろうとするものであり、基本的には上記で示した考え方に沿うものである。しかしながら、同報告における考え方は、その各機能部分の捉え方に問題があるものとする。すなわち、死亡保険金であっても、例えば終身保険などは貯蓄性が強く、死亡保険金の額が遡増するタイプの商品や保険期間を極めて長期に設定した商品などにあつては、死亡保険金に占める貯蓄部分の割合は格段に大きくなる。また、変額保険のように投資・運用成果に応じて死亡保険金の額が変動する商品も多数販売されているところであり、このような現状を考えれば、死亡保険金を保障的機能に特化したものと割り切って考えるのは適当ではない。中途半端な形での中立性の確保は、かえって中立性・公平性を損なう結果をもたらしかねず、中立性の確保は、真に一時金等の性質・性格等を反映した形で行われる必要がある。そうすると、上記で検討したとおり、雑所得部分に源泉分離課税制度を導入し、一時所得部分は総合課税に留め置くというのが適当と考えられるのである。

3 小 括

本節では、他の金融商品との課税の中立性の確保の観点から一時金等の課税方式について検討し、一時金等のうち雑所得と判断された部分に源泉分離課税制度を導入し、一時所得部分は総合課税に留め置くのが適当であると結論付けた。

上記の結論は、結果的に「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」における金融小委員会の整理よりも源泉分離課税制度の導入範囲を広く採るものであり、累進税率の課税ベースをより小さくすると批判も予想される場所である。しかしながら、貯蓄（投資）性の強い死亡保険商品が多数販売されている現状を考えれば、一時金等の性質を正確に捉えて中立性の確保を図らなければ、源泉分離課税制度の導入が新たな課税逃れ商品や節税商品の開発の引き金となり、かえって不公平感の増大、税収の逸失につながる恐

れがある⁽¹³²⁾。

このような意味において、一時金等の課税への源泉分離課税制度の導入は、一時金等の性質を正確に捉えた上でなされる必要があり、一時金等のうち雑所得と判断された部分に源泉分離課税制度を導入し、一時所得部分は総合課税に留め置くのが適当と考えられる。

(132) 現実に、法人を契約者とし、役員又は使用人を被保険者とする定期保険の保険料の取扱いについて、法人税基本通達 9-3-5 がこれを掛け捨てとする取扱いをした結果、貯蓄保険料が多く発生する長期平準定期保険や増定期保険などが節税商品として多数販売される結果となった。課税庁はこれに対応すべく個別に長官通達を発遣し対応しているところであるが、いたちごっこの状態が続いている。

おわりに

本研究論文では、生命保険商品における貯蓄（投資）的機能の高まりを背景に、保険数理や保険会計などの観点から一時金等の性質・構造を分析し、その課税の在り方を考察した。

その結果、①満期保険金及び解約返戻金は雑所得に分類し、所得金額の計算上、貯蓄保険料を控除する、②死亡保険金は、貯蓄相当部分（死亡時の解約返戻金相当額）を雑所得に、危険保険金部分を一時所得に分類し、所得金額の計算上、雑所得部分から貯蓄保険料及びこれに対応する付加保険料を、一時所得部分から危険保険料及びこれに対応する付加保険料を控除する（なお、付加保険料の総額を一時所得部分から控除する方法も考えられる。）、③他の金融商品との課税の中立性の確保の観点から、雑所得部分に源泉分離課税制度を導入し、一時所得部分は総合課税に留め置くのが適当であると結論付けた。

上記の取扱いは、高度かつ専門的な保険数理・保険会計の知識を要するものである。したがって、執行可能性と予見可能性を担保するためにも、現行の一時金等の所得金額の計算規定（所得税法施行令第183条第2項）、支払調書の記載事項（所得税法施行規則第86条）、支払通知書制度（所得税法第225条第2項）などの法改正が必要になると考えるが、同制度が保険商品を構造面から丸裸にするものであることにかんがみれば、保険会社の反対は必至と考えられる。しかしながら、生命保険商品を取り巻く環境は大きく変わっているのであり、保障的機能に軸足を置いていた時代ならともかく、貯蓄（投資）的機能が重要な機能として高まりを見せる現状においては、他の金融商品との課税の中立性の確保の観点からも、本研究論文で述べた取扱いが望ましいのであって、その実現に向けた制度の構築が必要と考える。したがって、保険会社の負担等を考慮した上でいかに法改正を進めていくかが、今後の課題となろう。